

中種子町障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画



令和6年3月  
鹿児島県 中種子町



## ～ 目 次 ～

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 近年の国や鹿児島県の動向.....	3
5 計画策定の体制.....	6
6 計画の期間.....	7
7 「障がい」の表記について.....	7
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	8
1 総人口の推移.....	8
2 手帳所持者の状況.....	9
3 自立支援医療受給者数の推移.....	13
4 障害児通所支援受給者証所持者数の推移.....	13
5 アンケート調査結果から見る本町の状況.....	14
第2部 障害者計画.....	35
第1章 基本理念、基本目標、施策の体系.....	35
1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	35
3 施策の体系.....	36
第2章 施策の展開.....	37
基本目標1 生活環境の整備.....	37
1 人にやさしい福祉のまちづくり.....	37
2 防災・防犯対策等の充実.....	42
基本目標2 情報・コミュニケーション.....	43
1 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実.....	44
2 意思疎通支援の充実.....	44
基本目標3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	45

1 権利擁護の推進、虐待の防止.....	45
2 障がいと理由とする差別の解消の推進 .....	46
基本目標 4 生活支援.....	47
1 意思決定支援の推進.....	47
2 相談支援体制の充実.....	48
3 福祉サービスの充実.....	49
4 社会参加の促進.....	50
5 スポーツ・文化活動への参加促進 .....	51
6 人材の育成、ボランティア活動の推進 .....	51
基本目標 5 保健・医療 .....	52
1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療 .....	52
2 医療体制の充実.....	52
3 福祉・保健・介護・医療の連携.....	53
基本目標 6 教育・育成 .....	54
1 就学前児童への支援.....	54
2 学校教育の充実.....	55
3 切れ目のない支援体制の整備.....	56
基本目標 7 雇用・就業、経済的自立の支援 .....	56
1 一般就労支援施策の充実.....	56
2 一般就労が困難な障がい者への就労支援.....	57
3 経済的自立の支援 .....	58
基本目標 8 行政サービス等における配慮.....	58
1 障がい及び障がい者への理解の促進.....	58
2 選挙等における配慮.....	59

### **第 3 部 障害福祉計画・障害児福祉計画 ..... 60**

#### **第 1 章 基本的事項.....60**

1 基本的理念 .....	60
2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	62
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	62
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	62

#### **第 2 章 前期計画の障害福祉サービス等の実績 .....63**

#### **第 3 章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標） .....67**

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	67
2 地域生活支援の充実.....	68
3 福祉施設から一般就労への移行等 .....	69

4 障害児支援の提供体制の整備等 .....	70
5 相談支援体制の充実・強化等.....	71
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	71
<b>第4章 活動指標 .....</b>	<b>72</b>
1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等.....	72
2 障がい児支援.....	84
3 発達障がい者等に対する支援.....	87
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	88
5 相談支援体制の充実・強化のための取組.....	90
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	92
<b>第5章 地域生活支援事業 .....</b>	<b>93</b>
1 必須事業.....	94
2 任意事業.....	104
<b>第6章 円滑な実施を確保するために必要な事項等.....</b>	<b>106</b>
1 障がい者等に対する虐待の防止 .....	106
2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 .....	106
3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進.....	107
4 障がいを理由とする差別の解消の推進 .....	107
5 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実 .....	107
<b>第4部 計画の推進 .....</b>	<b>108</b>
1 サービス利用支援体制の整備.....	108
2 計画の評価と見直し.....	109
<b>資料編.....</b>	<b>110</b>
1 中種子町障害福祉計画等策定委員会設置要綱.....	110
2 中種子町障害福祉計画等策定委員会名簿.....	112
3 用語解説.....	113



# 第1部 総論

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画策定の背景

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に関する法律」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「中種子町障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画」を策定します。

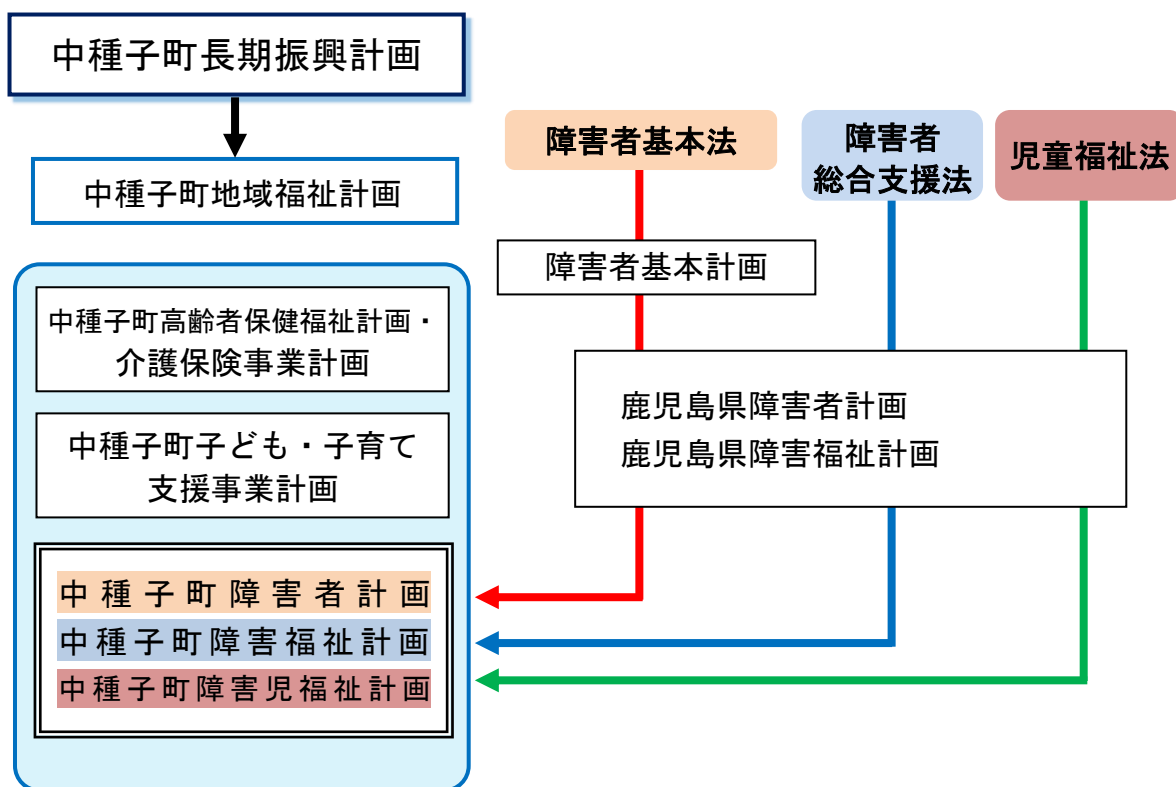
### 2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

同時に、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

### 3 計画の位置付け

この計画は、「中種子町長期振興計画」を上位計画とする個別計画であり、保健福祉分野関連計画や「鹿児島県障害者計画」、「鹿児島県障害福祉計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。





## 4 近年の国や鹿児島県の動向

### (1) 国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定
令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定
令和2年4月	障害者の雇用の促進等に関する法律の改正
6月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年5月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児及びその家族に関する法律の施行
令和4年5月	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

### (2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は以下とおりです。

#### 【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### 【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

#### 【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」

#### 【各論の主な内容（11の分野）】

- |                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止         | 6. 保健・医療の推進            |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備                | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び<br>意思疎通支援の充実 | 8. 教育の振興               |
| 4. 防災、防犯等の推進                    | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援      |
| 5. 行政等における配慮の充実                 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興    |
|                                 | 11. 国際社会での協力・連携の推進     |

### (3) 第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項

国から示された第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

#### 【基本指針について】

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。

#### 【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

#### (4) 鹿児島県障害者計画（第5次）の概要

鹿児島県においては令和5年3月に鹿児島県障害者計画（第5次）が策定されています。概要は以下のとおりです。

##### 【目指す姿】

障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

##### 【基本的な方針】

- 1、地域社会における共生等
- 2、障害者差別の禁止

##### 【重点的に取り組む施策】

- 1、県民の理解促進
- 2、差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3、まちづくりの推進
- 4、障害福祉サービス提供体制の充実
- 5、地域移行の支援
- 6、障害児の支援
- 7、社会参加の促進
- 8、雇用・就業の支援
- 9、離島における対策

##### 【分野別施策】

- 1、差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2、安全・安心な生活環境の整備
- 3、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4、防災，防犯等の推進
- 5、行政における配慮の充実
- 6、保健・医療の推進
- 7、自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8、教育の振興
- 9、雇用・就業，経済的自立の支援
- 10、文化芸術活動・スポーツ等の振興

## 5 計画策定の体制

### (1) 計画委員会の開催

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするために、中種子町障害福祉計画等策定委員会を開催して協議し、計画内容の検討を行いました。

第1回	令和5年11月24日(金)	(1) 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の概要について (2) その他
第2回	令和5年12月15日(金)	(1) 福祉に関するアンケート調査結果について (2) 中種子町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について (3) その他
第3回	令和6年2月14日(水)	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 中種子町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(最終案)について (3) その他

### (2) 障害者手帳所持者アンケート調査

#### ① 対象者

本町在住の障害者手帳所持者

#### ② 実施時期、実施方法

令和5年9月に実施し、郵送による配布回収

#### ③ 配布数、有効回答数、有効回答率

種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体	469件	251件	53.5%
療育	64件	35件	54.7%
精神	44件	21件	47.7%
合計	577件	307件	53.2%

### (3) 保護者アンケート調査

#### ① 対象者

本町在住で児童発達支援事業所等利用の保護者

#### ② 実施時期、実施方法

令和5年9月に実施し、郵送による配布回収

#### ③ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
26件	10件	38.5%

#### (4) 障害福祉サービス事業所アンケート調査

##### ① 対象事業所

本町在住の方が利用している事業所

##### ② 実施時期、実施方法

令和5年9月に実施し、郵送による配布回収

##### ③ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
58 事業所	23 事業所	39.7%

#### (5) パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和6年1月15日から2月2日までパブリックコメントを実施しました。

## 6 計画の期間

障害者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、障害福祉計画及び障害児福祉計画については令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、他関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者計画	第3期			第4期					
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

## 7 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

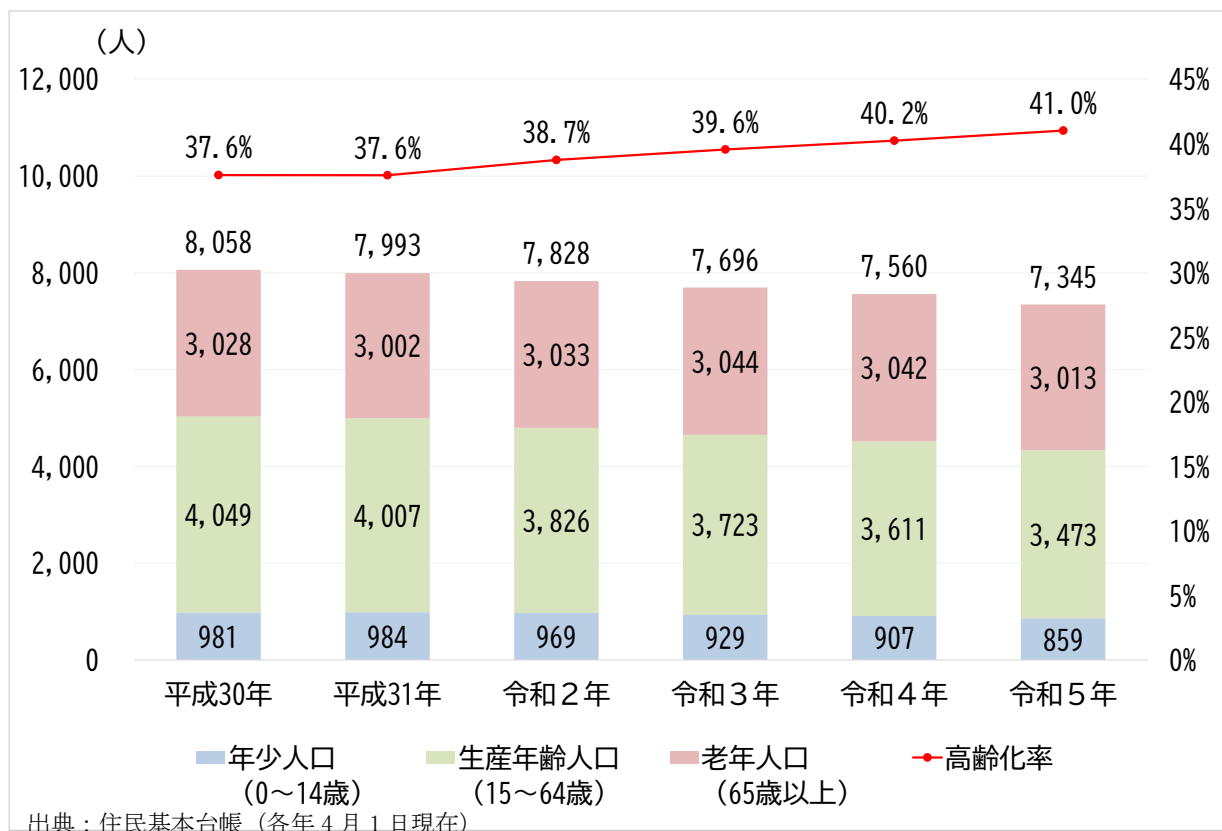
## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 総人口の推移

本町の総人口は令和5年4月1日現在で7,345人となっており、65歳以上の高齢者人口は3,013人、総人口に占める割合は41.0%となっています。

平成30年と比較して、総人口は713人減少し、高齢化率は3.4ポイント増加しています。

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	981人	984人	969人	929人	907人	859人
15～64歳	4,049人	4,007人	3,826人	3,723人	3,611人	3,473人
65歳以上	3,028人	3,002人	3,033人	3,044人	3,042人	3,013人
総人口	8,058人	7,993人	7,828人	7,696人	7,560人	7,345人
高齢化率	37.6%	37.6%	38.7%	39.6%	40.2%	41.0%



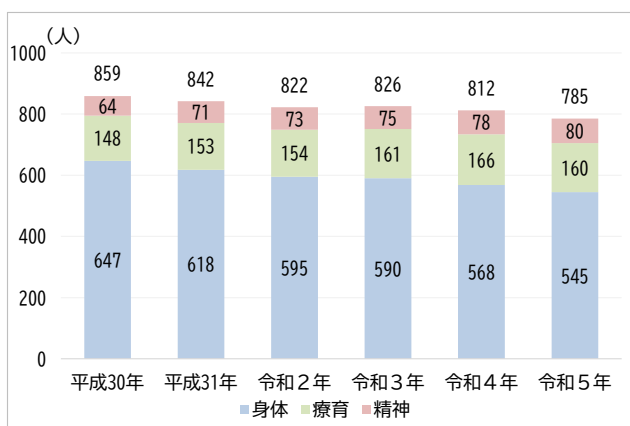
## 2 手帳所持者の状況

### (1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

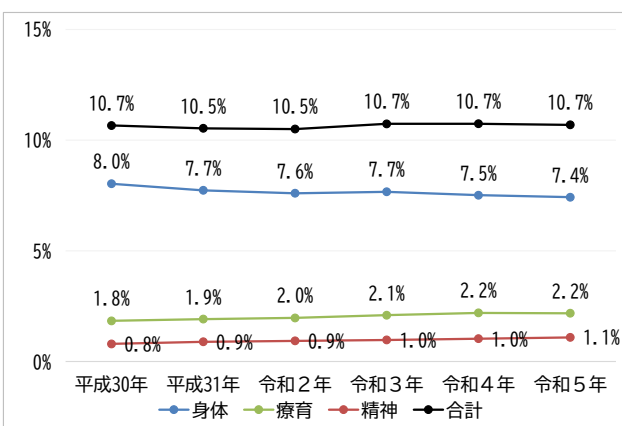
令和5年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者 545 人、療育手帳所持者 160 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 80 人となっています。

令和5年の総人口に占める手帳所持者の割合は 10.7%（うち身体 7.4%、療育 2.2%、精神 1.1%）となっています。

【障害者手帳所持者人数の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



出典：地域福祉課資料（各年 4 月 1 日現在）

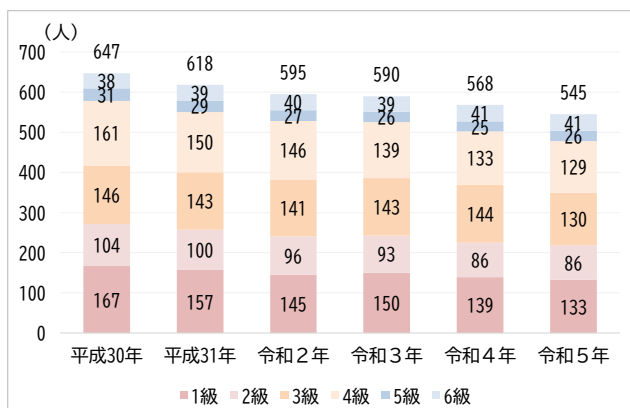
### (2) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ① 等級別の推移

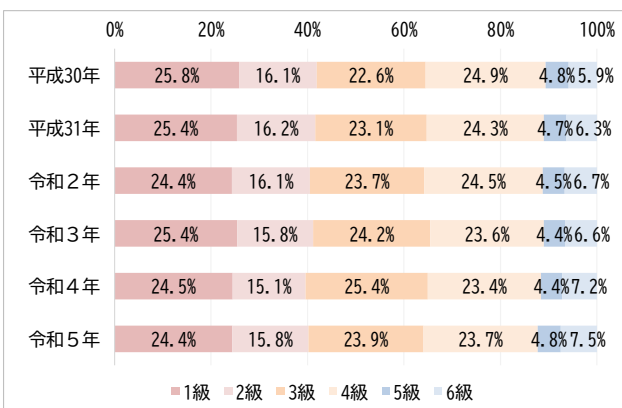
令和5年の身体障害者手帳所持者は 545 人となっています。

令和5年の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く 24.4%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が 40.2%となっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

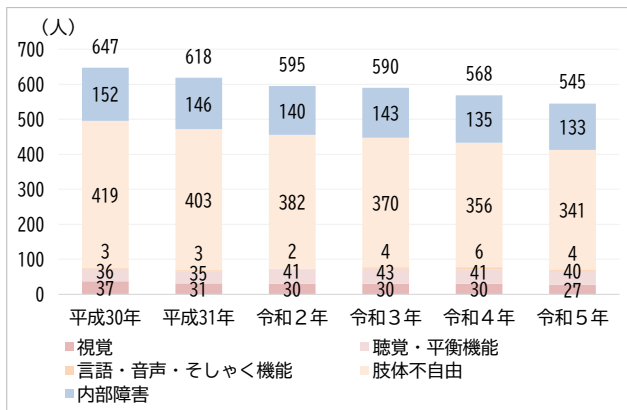


出典：地域福祉課資料（各年 4 月 1 日現在）

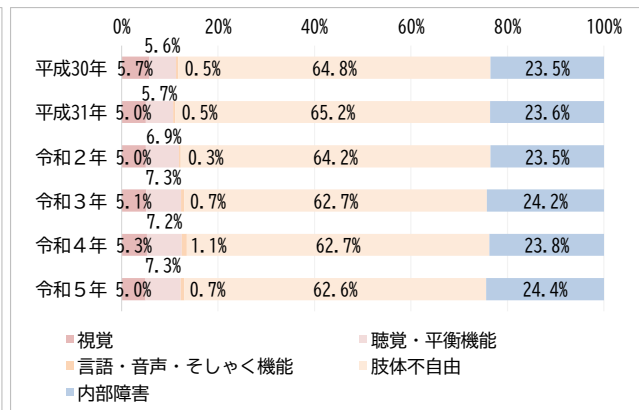
## ② 部位別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が62.6%と最も高く、次いで「内部障害」が24.4%となっています。

【部位別人数の推移】



【部位別割合の推移】

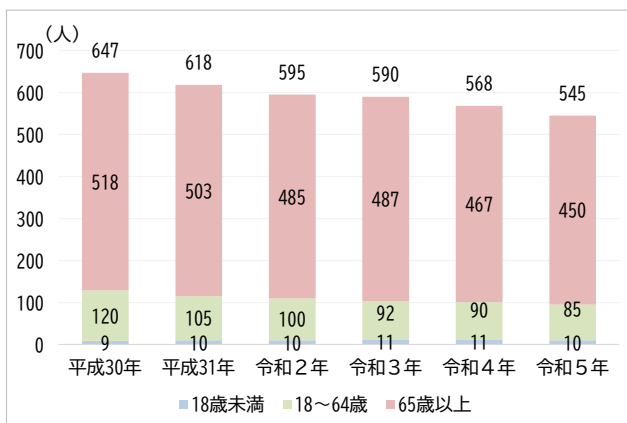


出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

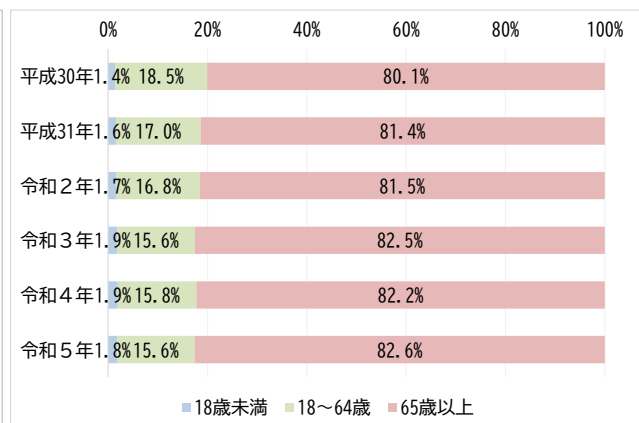
## ③ 年齢階層別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18歳未満が1.8%、18歳から64歳までが15.6%、65歳以上が82.6%で、65歳以上の割合が8割を超えています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層別割合の推移】



出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）



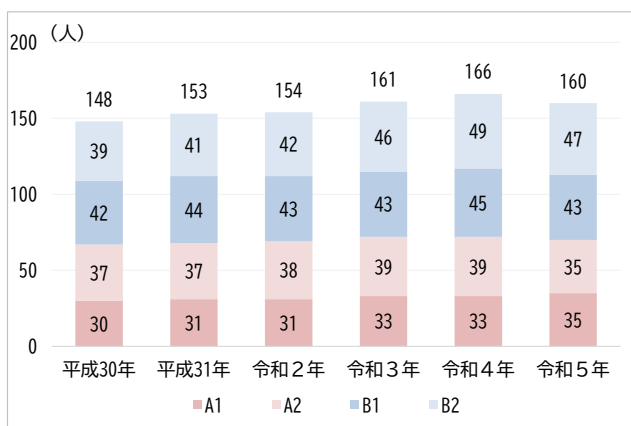
### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ① 等級別の推移

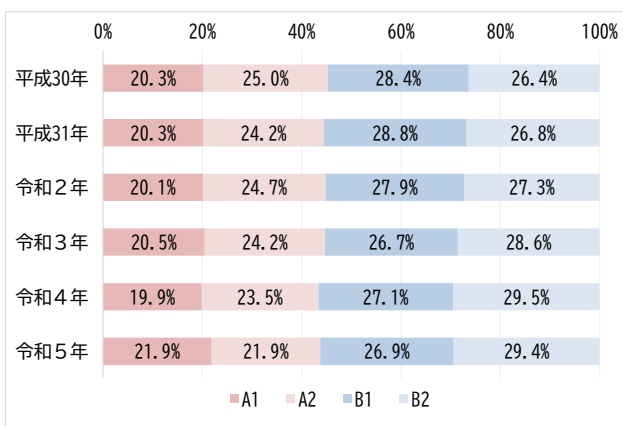
令和5年の療育手帳所持者は160人となっており、平成30年と比較して12人増加しています。

令和5年の等級別割合をみると、重度者（A1割合21.9%とA2割合21.9%の合計）の割合が43.8%となっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

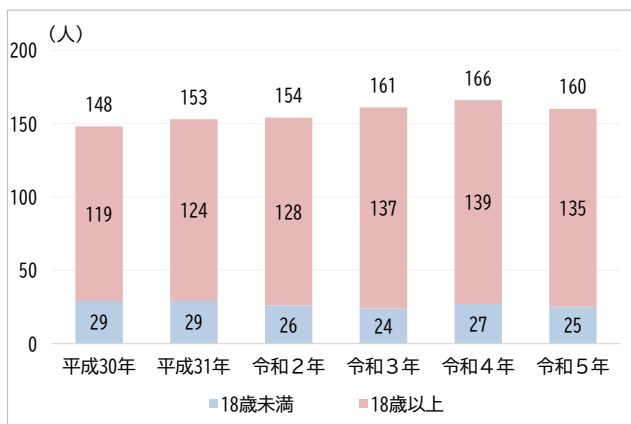


出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

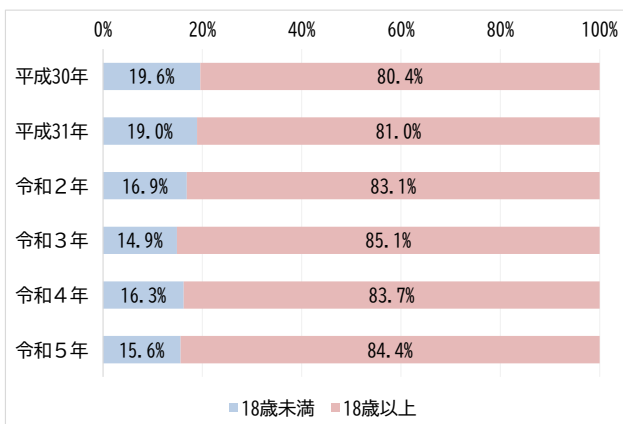
#### ② 年齢階層別の推移

令和5年の療育手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18歳未満が15.6%、18歳以上が84.4%となっています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層別割合の推移】



出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

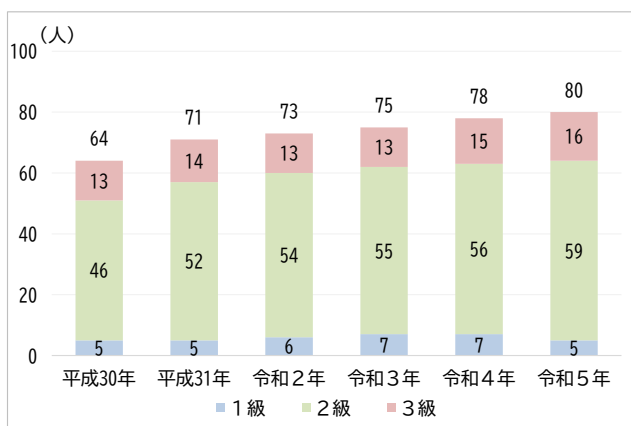
#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

##### ① 等級別の推移

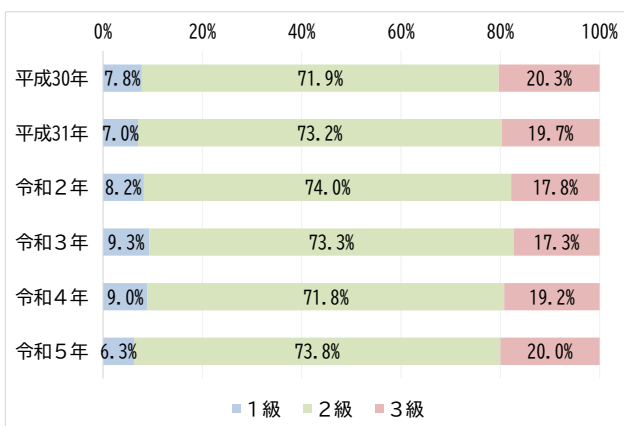
令和5年の精神障害者保健手帳所持者は80人となっており、平成30年と比較して16人増加しています。

令和5年の等級別割合をみると、1級が6.3%、2級が73.8%、3級が20.0%となっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

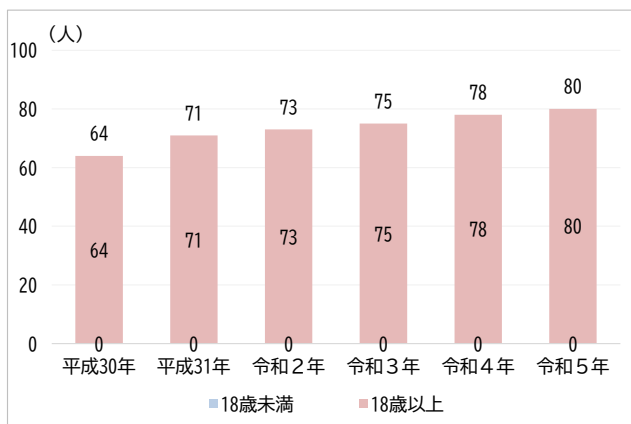


出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

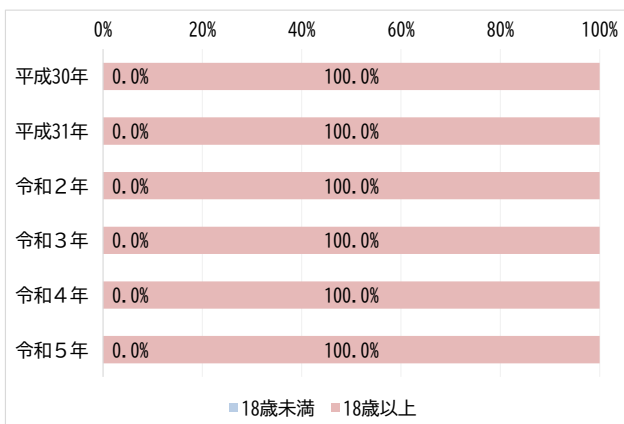
##### ② 年齢階層別の推移

精神障害者保健手帳所持者の年齢階層別割合をみると、平成30年以降、18歳以上が100.0%となっています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層割合の推移】



出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

### 3 自立支援医療受給者数の推移

令和5年の自立支援医療受給者数をみると、精神通院医療 112 人、更生医療 4 人、育成医療 2 人となっています。

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	84	93	96	81	100	112
更生医療	8	6	4	5	5	4
育成医療	0	0	0	3	3	2
合計	92	99	100	89	108	118

出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

※精神通院医療対象者：統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

※更生医療対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

※育成医療対象者：身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

### 4 障害児通所支援受給者証所持者数の推移

令和5年の障害児通所支援受給者証所持者は31人で、平成30年と比較して14人増加しています。

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害児通所支援 受給者証所持者数	17人	20人	26人	31人	34人	31人

出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

## 5 アンケート調査結果から見る本町の状況

※単一回答における構成比(%)は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

※構成比(%)は、回答人数を分母として算出しています。

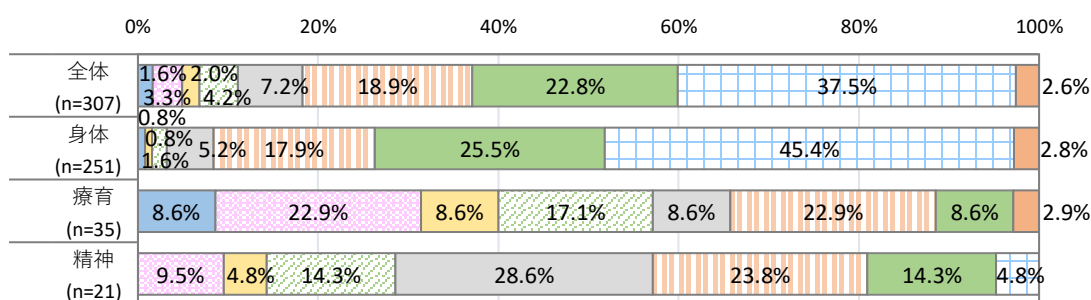
※表記中のnは、回答者数を表しています。

### (1) 手帳所持者調査結果

#### ① あなた自身のことについて

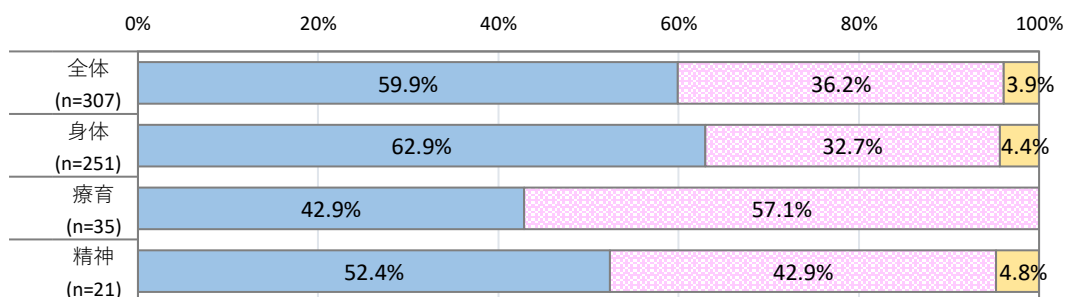
##### ア) 年齢

■18歳未満 ■18～29歳 ■30～39歳 ■40～49歳 ■50～59歳 ■60～69歳 ■70～79歳 ■80歳以上 ■無回答



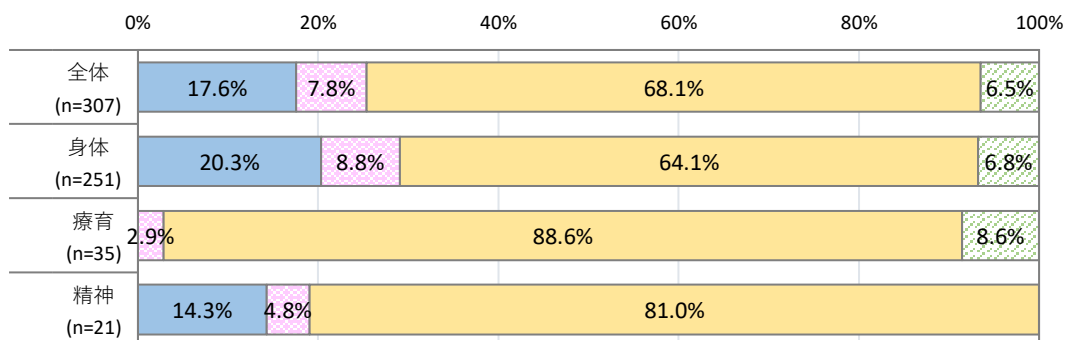
##### イ) 生計を共にしている人がいるか

■いる ■いない ■無回答



##### ウ) 要介護(要支援)認定を受けているか

■要介護の認定を受けている ■要支援の認定を受けている  
■要介護または要支援の認定を受けていない ■無回答

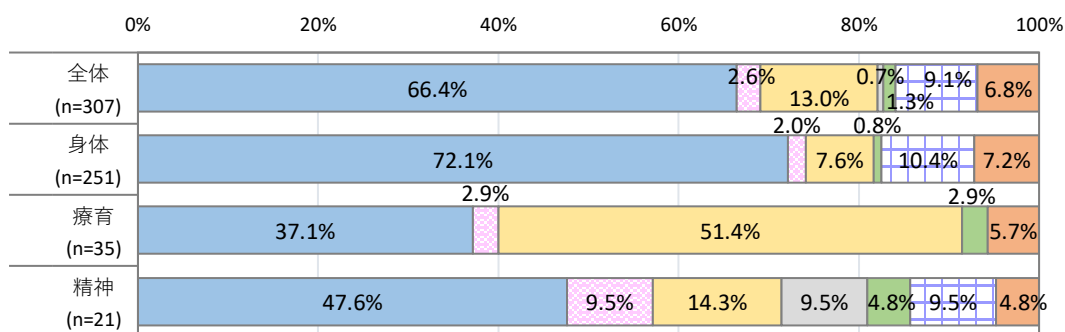


### エ) 主な介助者

「家族・親戚」が66.4%で最も高く、次いで、「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」13.0%、「日常的に支えている支援者は特にいない」9.1%となっています。

障がい種別で見ると、身体、精神は「家族・親戚」、療育は「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」が最も高くなっています。

- 家族・親戚
- 福祉サービス事業所や福祉施設の職員
- 障がい者団体、患者会、家族会
- その他
- 無回答
- 知人、友人（近所の人や職場の同僚等を含む）
- 学校、幼稚園、保育園の先生
- 有償ボランティア
- 日常的に支えている支援者は特にいない

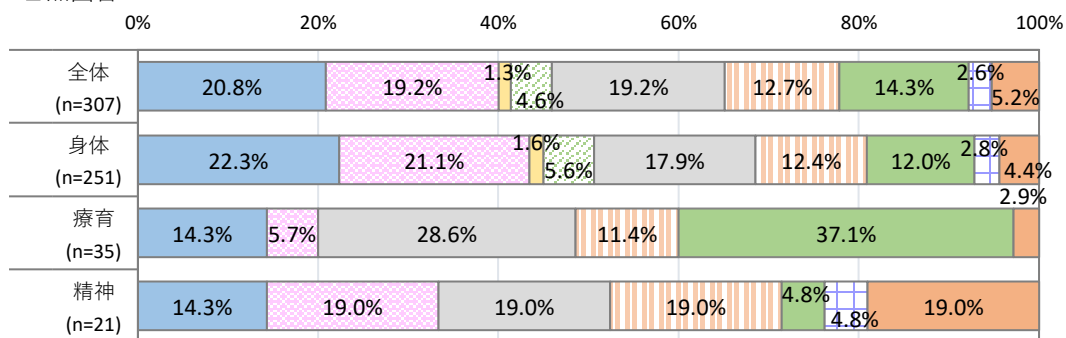


### オ) 介助者が介助できなくなったらどうするか

「同居する他の家族・親族に頼む」が20.8%で最も高く、次いで、「別居する他の家族・親族に頼む」、「施設や病院などに一時的に依頼する」19.2%となっています。

障がい種別で見ると、身体は「同居する他の家族・親族に頼む」、療育は「考えたことがない」、精神は「別居する他の家族・親族に頼む」、「施設や病院などに一時的に依頼する」、「考えているが、まだ決めていない」が最も高くなっています。

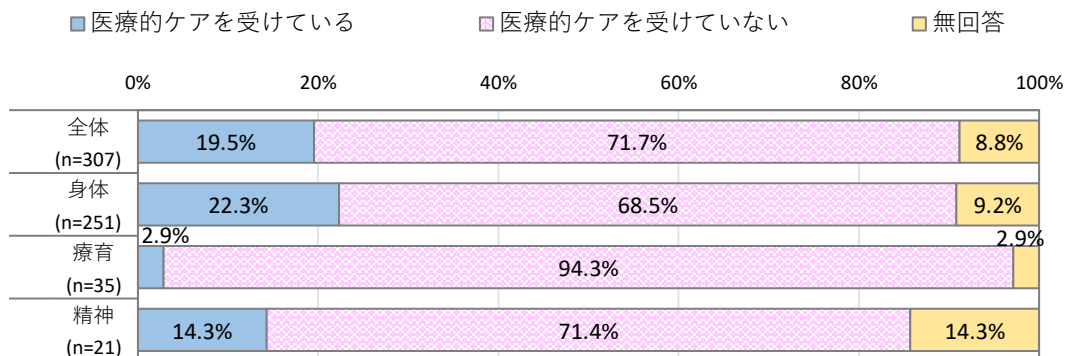
- 同居する他の家族・親族に頼む
- 近所の人や知人・ボランティアに頼む
- 施設や病院などに一時的に依頼する
- 考えたことがない
- 無回答
- 別居する他の家族・親族に頼む
- ホームヘルパーに依頼する
- 考えているが、まだ決めていない
- その他



② 医療や保健の状況

ア) 医療的ケアを受けているか

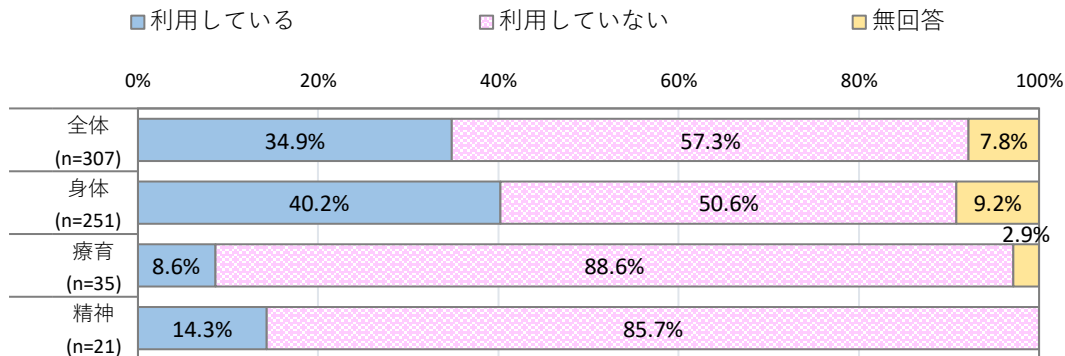
「受けている」が19.5%、「受けていない」が71.7%となっています。  
 障がい種別で「受けている」の割合をみると、身体は22.3%、療育は2.9%、精神は14.3%となっています。



イ) 身体の機能を補うための用具を日常的に利用しているか

「利用している」が34.9%、「利用していない」が57.3%となっています。

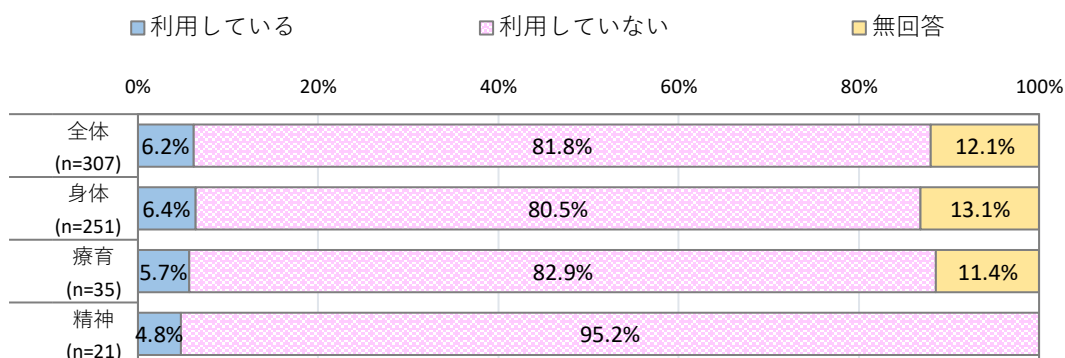
障がい種別で「利用している」の割合をみると、身体は40.2%、療育は8.6%、精神は14.3%となっています。



ウ) 意思疎通を支援するための手段・機器・サービスを日常的に利用しているか

「利用している」が6.2%、「利用していない」が81.8%となっています。

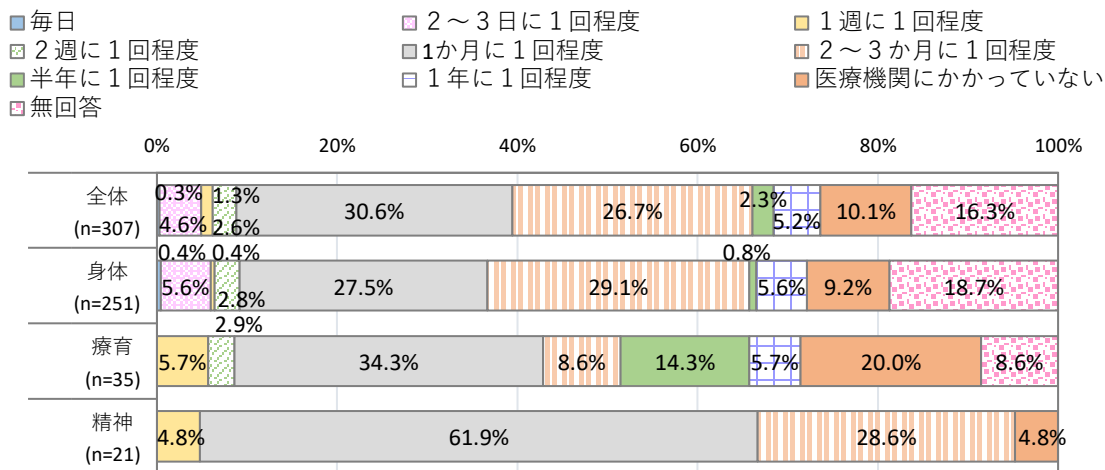
障がい種別で「利用している」の割合をみると、身体は6.4%、療育は5.7%、精神は4.8%となっています。



エ) 障がい、病気、けが等のために通院や在宅医療を受けている頻度

「1か月に1回程度」が30.6%で最も高く、次いで、「2～3か月に1回程度」26.7%、「医療機関にかかっていない」10.1%となっています。

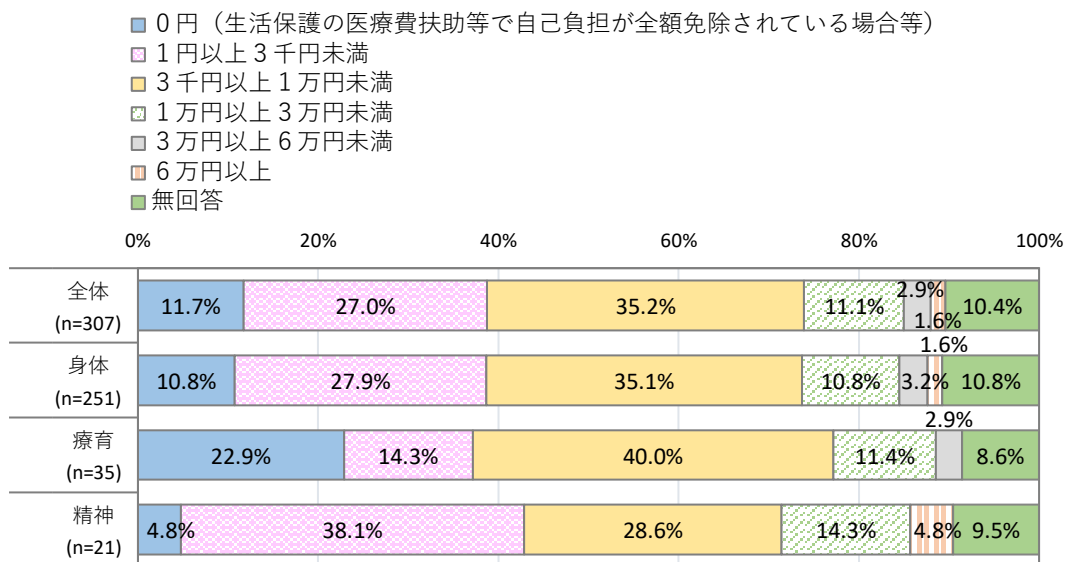
障がい種別でみると、身体は「2～3か月に1回程度」、療育、精神は「1か月に1回程度」が最も高くなっています。



オ) 1か月当たりの医療費の自己負担分

「3千円以上1万円未満」が35.2%で最も高く、次いで、「1円以上3千円未満」27.0%、「0円」11.7%となっています。

障がい種別でみると、身体、療育は「3千円以上1万円未満」、精神は「1円以上3千円未満」が最も高くなっています。

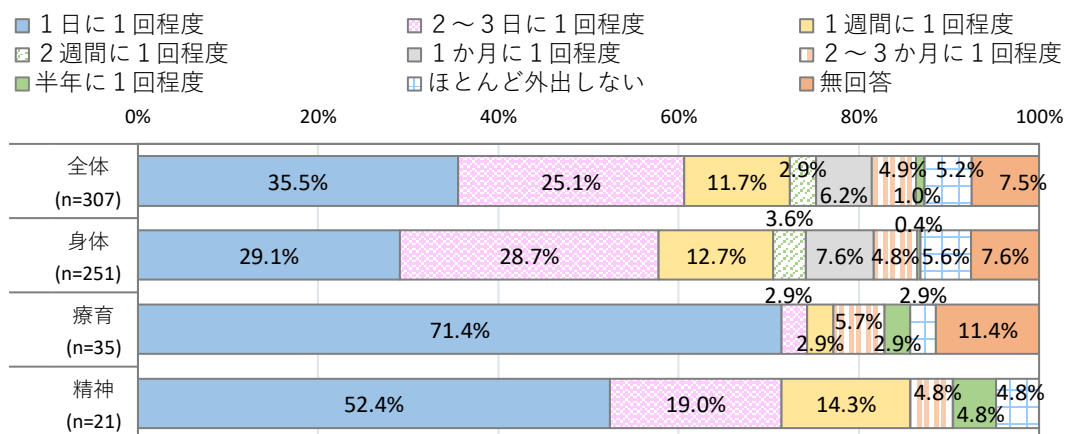


③ 日中活動や就労について

ア) 過去1年間の外出の頻度

「1日に1回程度」が35.5%で最も高く、次いで、「2～3日に1回程度」25.1%、「1週間に1回程度」11.7%となっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「1日に1回程度」が最も高くなっています。



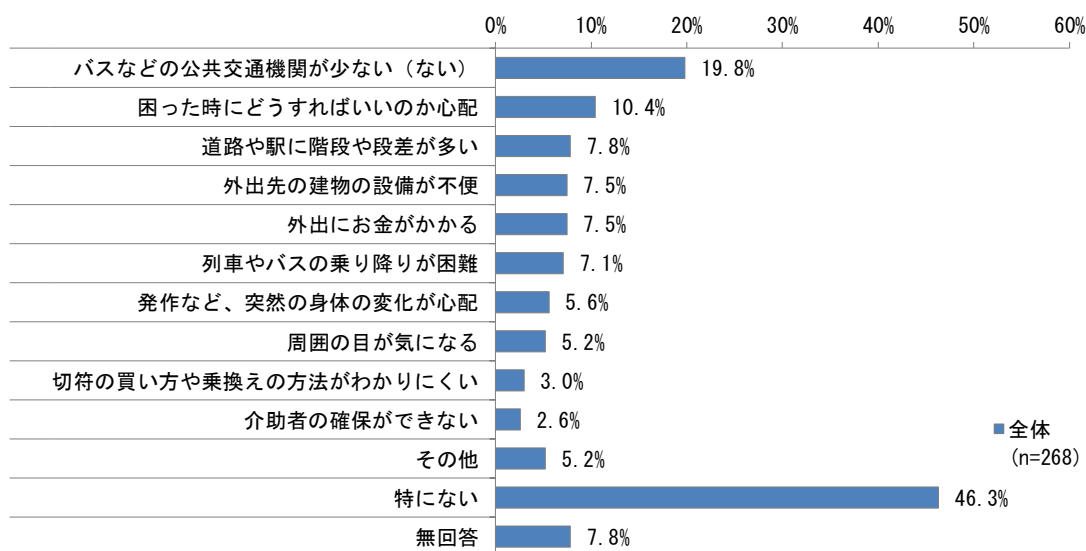


### イ) 外出する時の困りごと（複数回答）

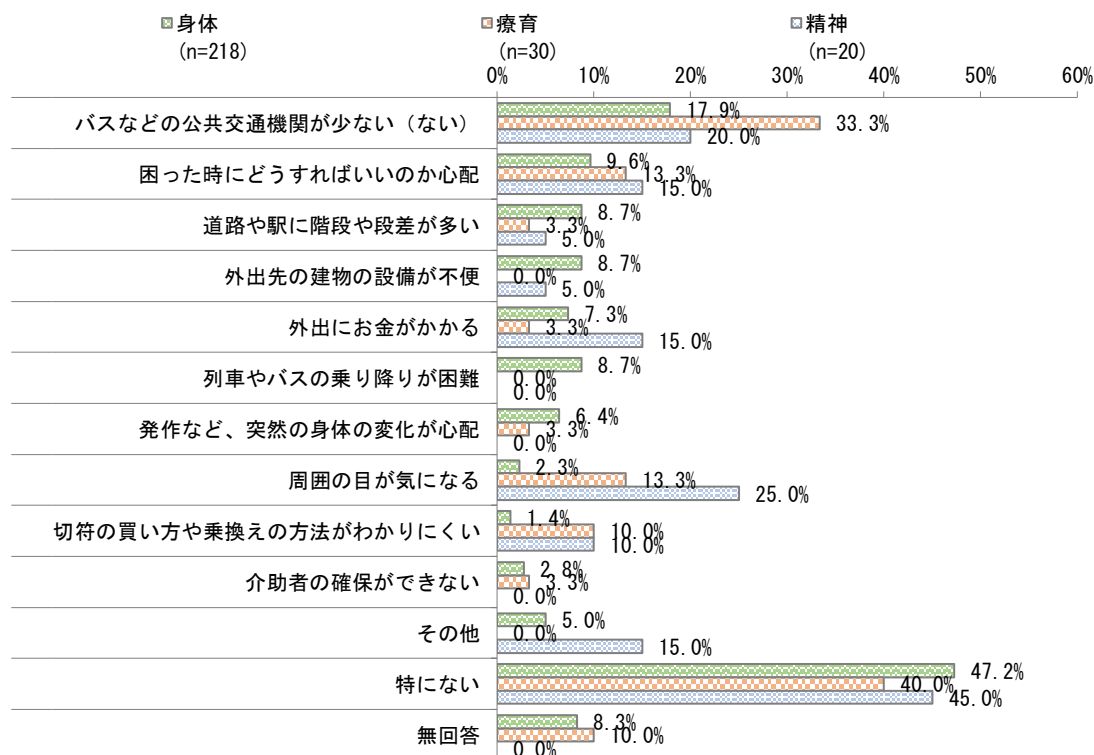
「特にない」以外では、「バスなどの公共機関が少ない（ない）」が19.8%で最も高く、次いで、「困った時にどうすればいいのか心配」10.3%などとなっています。

障がい種別でみると、身体、療育は「バスなどの公共機関が少ない（ない）」、精神は「周囲の目が気になる」が最も高くなっています。

【全体結果】



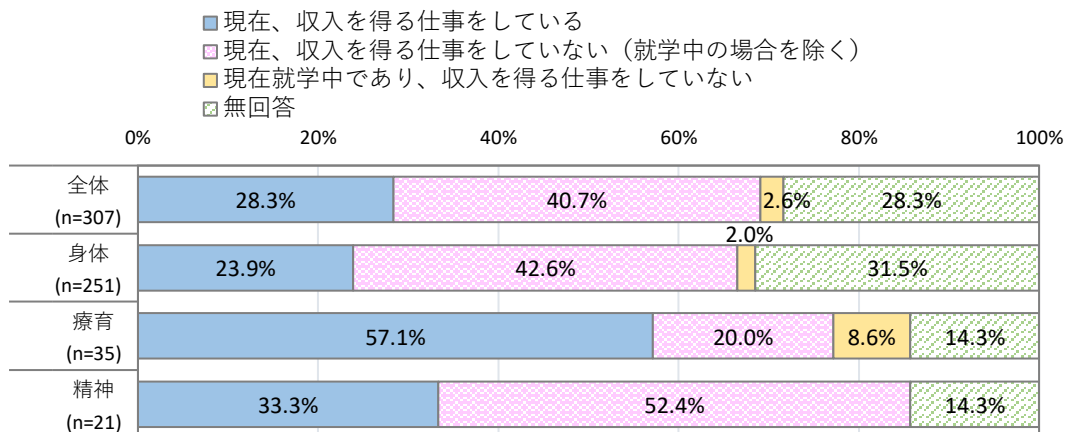
【障がい種別結果】



### ウ) 収入を得る仕事をしているか

「現在、収入を得る仕事をしている」が28.3%、「現在、収入を得る仕事をしていない」が40.7%となっています。

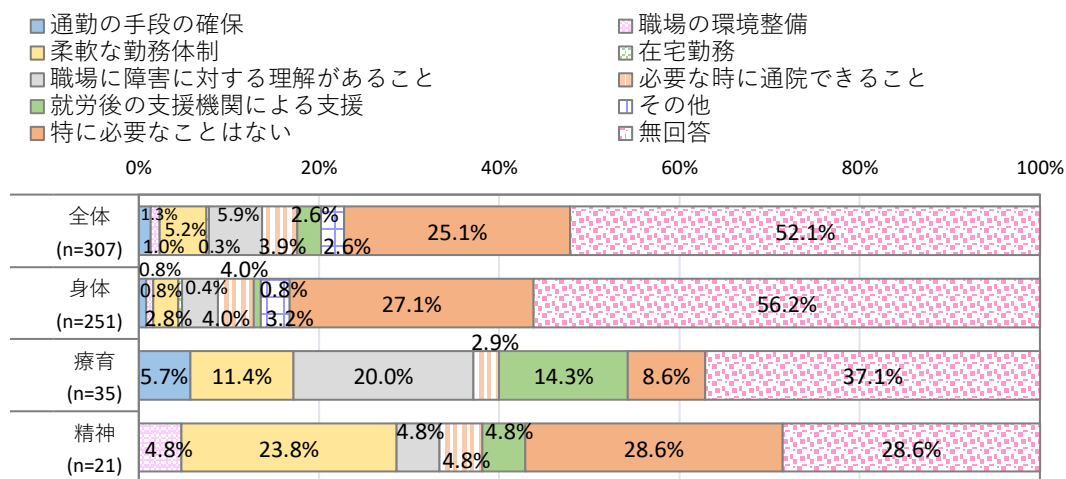
障がい種別で「仕事をしている」の割合をみると、身体は23.9%、療育は57.1%、精神は33.3%となっています。



### エ) 継続的に収入を得る仕事をするために必要なこと

「特に必要なことはない」以外では、「職場に障害に対する理解があること」が5.9%で最も高く、次いで、「必要な時に通院できること」3.9%などとなっています。

障がい種別でみると、身体、療育は「職場に障害に対する理解があること」、精神は「柔軟な勤務体制」が最も高くなっています。

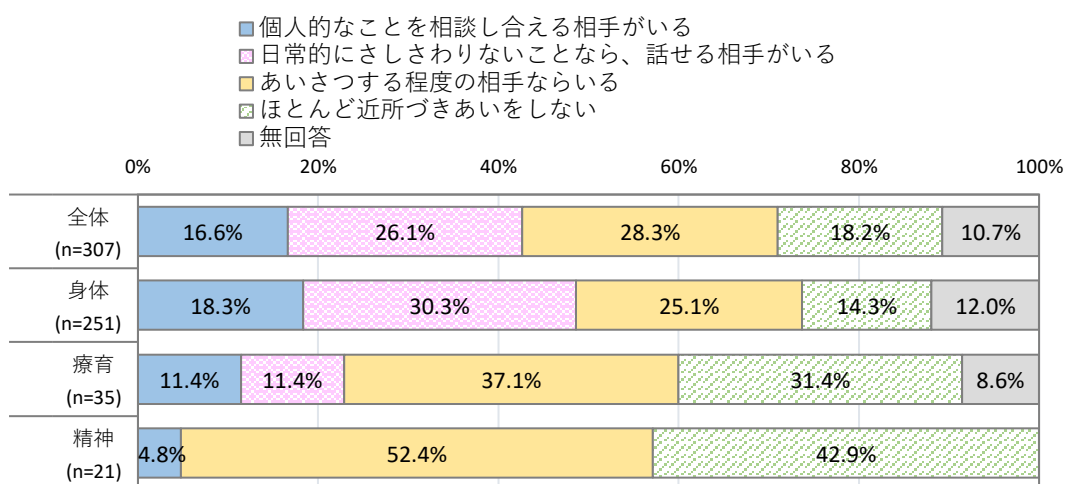


④ 地域生活について

ア) 隣近所の人と、どの程度付き合いをしているか

「あいさつ程度の相手ならいる」が28.3%で最も高く、次いで、「日常的にさしさわりのないことなら、話せる相手がいる」26.1%、「ほとんど近所づきあいをしない」18.2%となっています。

障がい種別でみると、身体は「日常的にさしさわりのないことなら、話せる相手がいる」、療育、精神は「あいさつ程度の相手ならいる」が最も高くなっています。

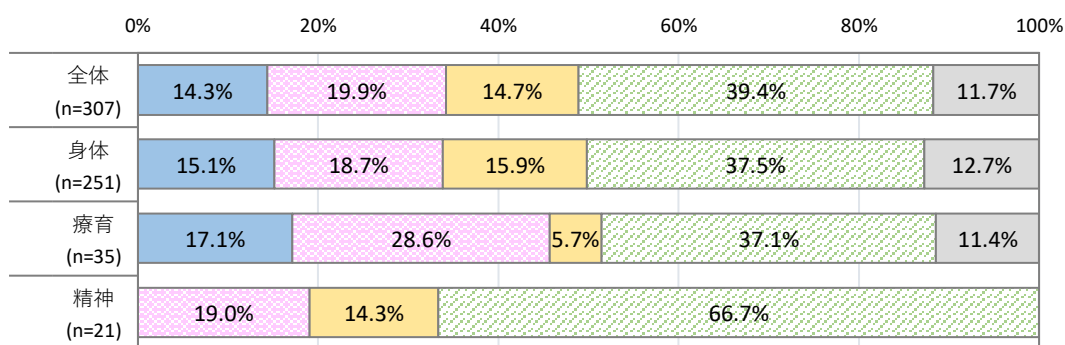


イ) 地域活動や地域の行事に参加しているか

「まったく参加していない」が39.4%で最も高く、次いで、「時々参加している」19.9%、「あまり参加していない」14.7%となっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「まったく参加していない」が最も高くなっています。

■よく参加している □時々参加している ■あまり参加していない ▨まったく参加していない □無回答

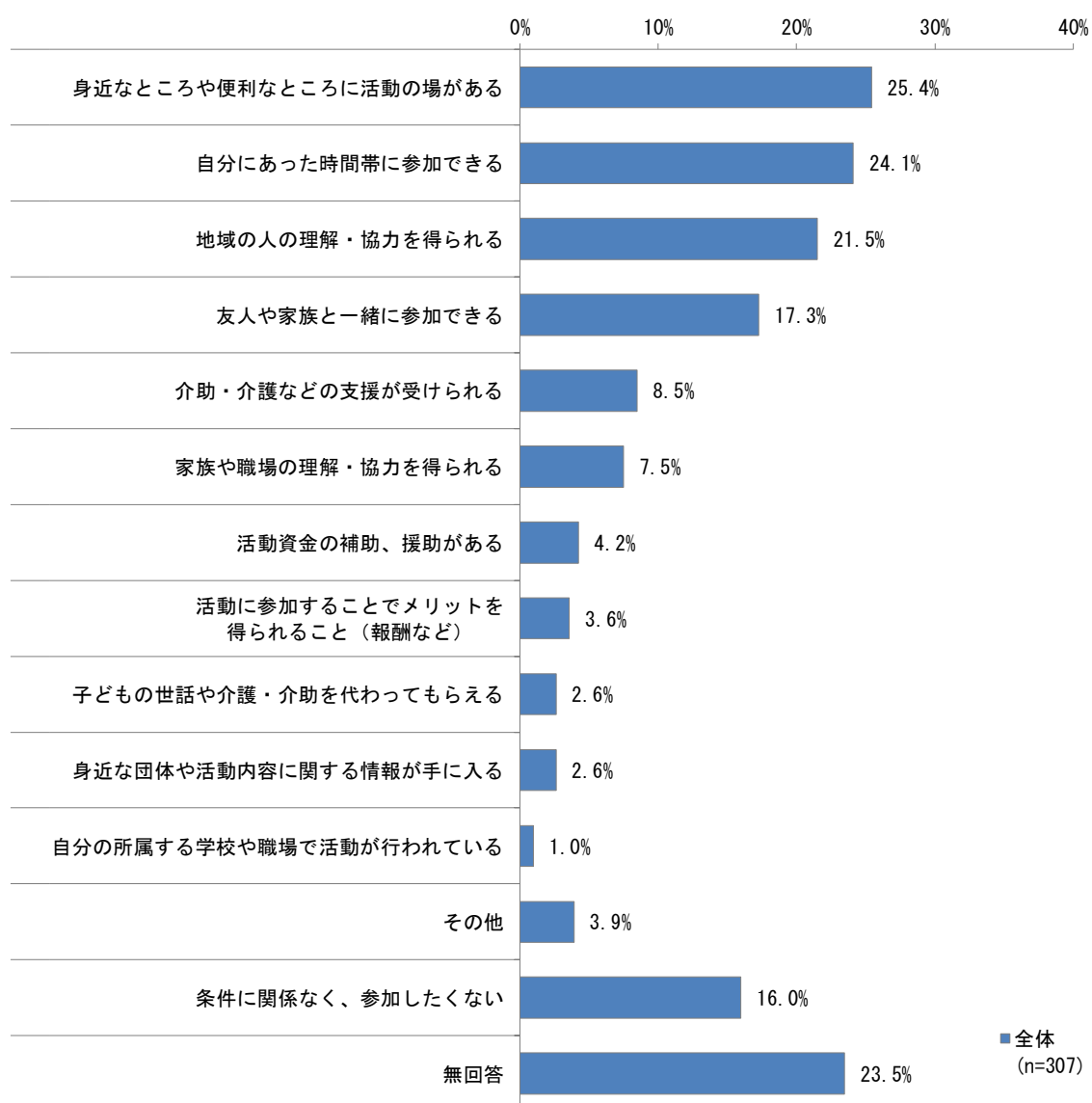


ウ) 地域で活動する場合に必要な環境や条件（複数回答）

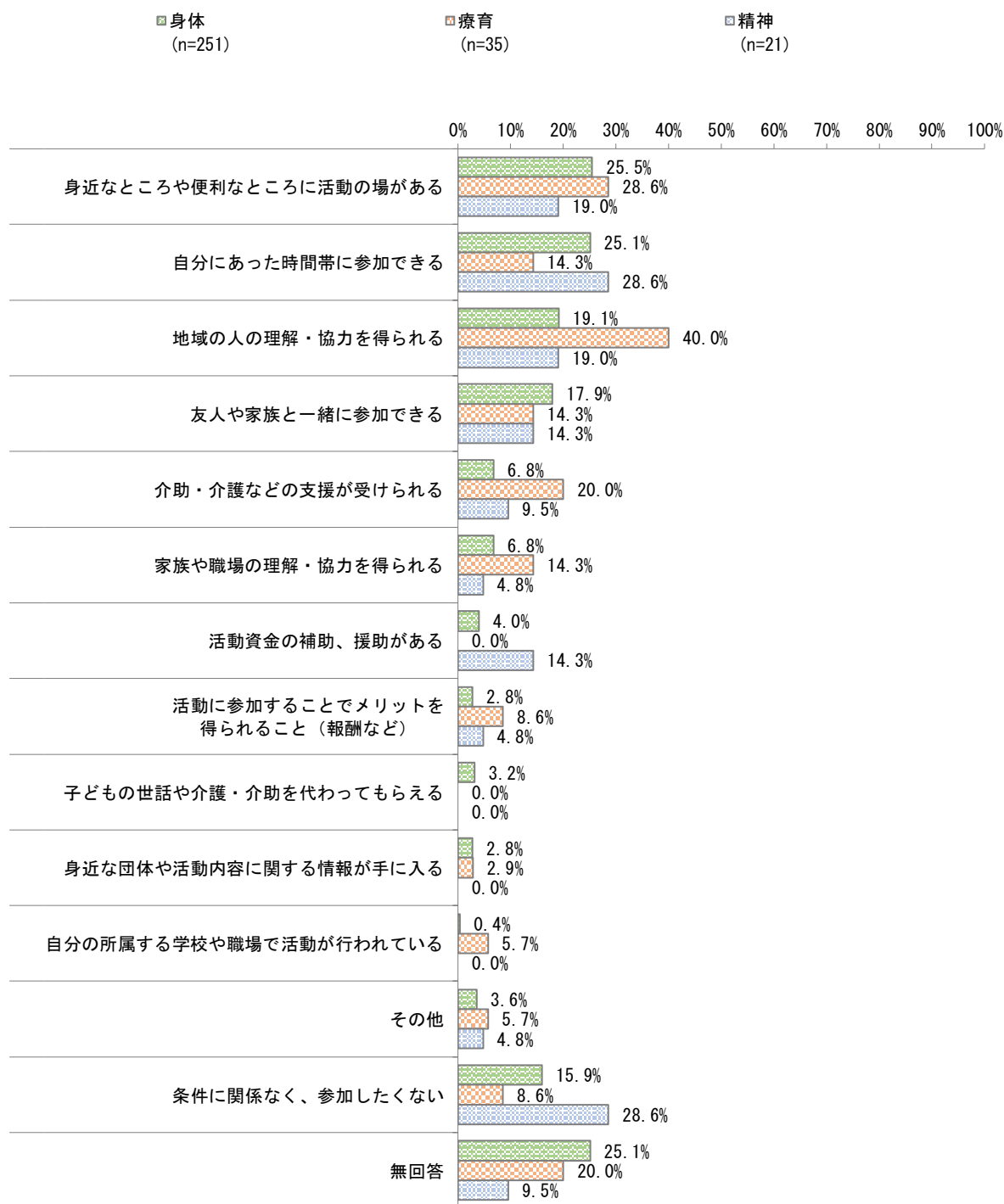
「身近なところや便利なところに活動の場がある」が25.4%で最も高く、次いで、「自分にあった時間帯に参加できる」24.1%、「地域の人々の理解・協力を得られる」21.5%となっています。

障がい種別でみると、身体は「身近なところや便利なところに活動の場がある」、療育は「地域の人々の理解・協力を得られる」、精神は「自分にあった時間帯に参加できる」、「条件に関係なく、参加したくない」が最も高くなっています。

【全体結果】



【障がい種別結果】



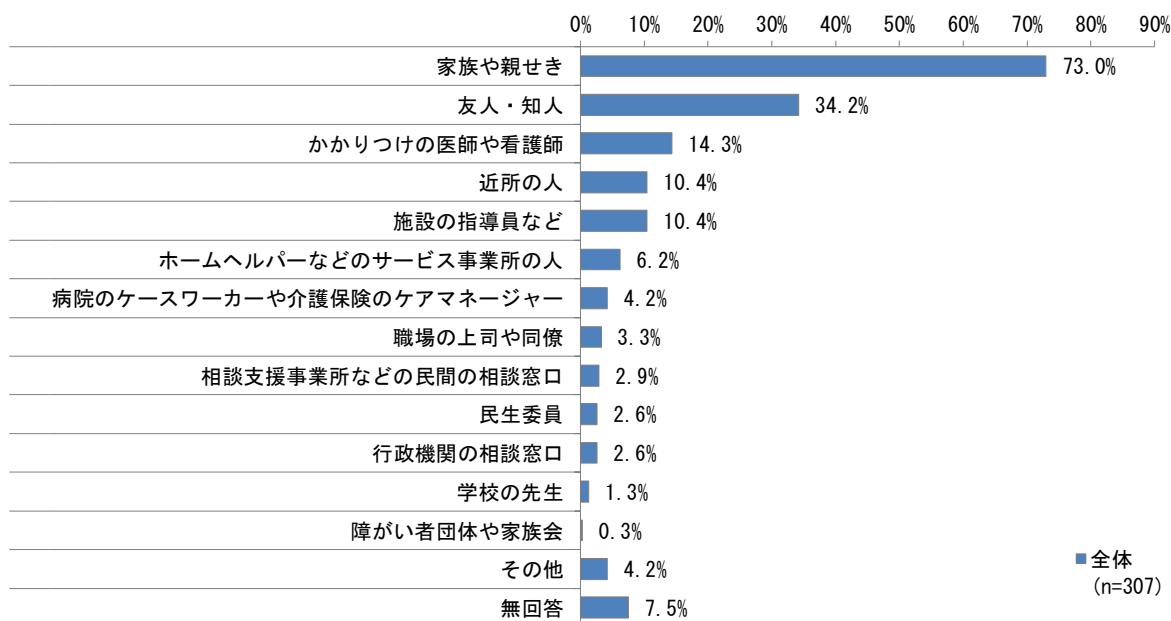
⑤ 相談相手や情報の取得手段

ア) 悩みや困ったことの相談先（複数回答）

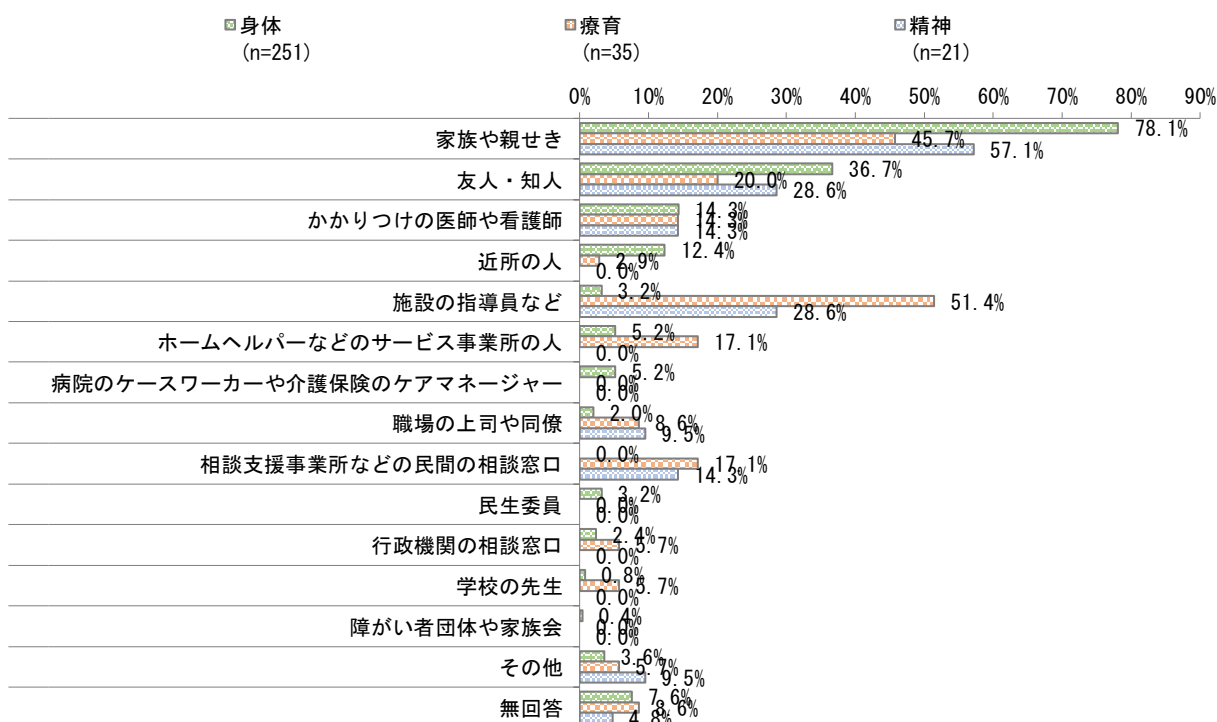
「家族や親せき」が73.0%で最も高く、次いで、「友人・知人」34.2%、「かかりつけの医師や看護師」14.3%となっています。

障がい種別でもると、身体、精神は「家族や親せき」、療育は「施設の指導員など」が最も高くなっています。

【全体結果】



【障がい種別結果】

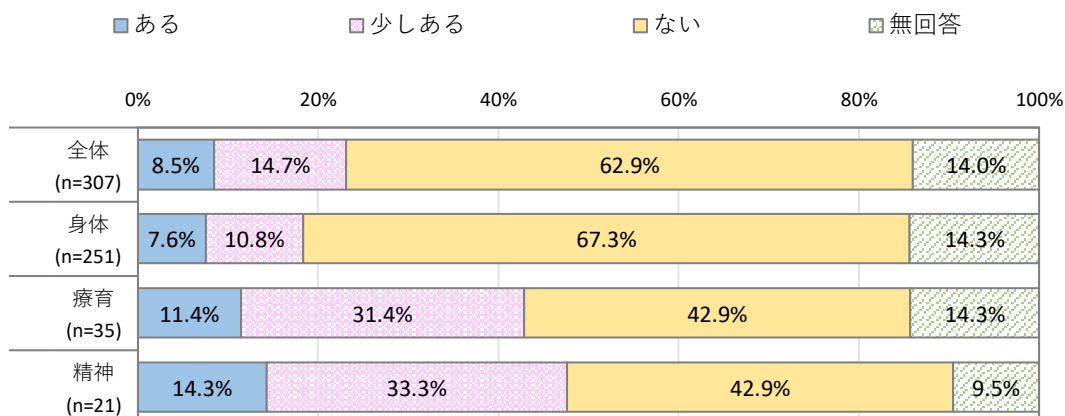


## ⑥ 権利擁護等について

## ア) 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

「ある」（「ある」と「少しある」の合計）が23.2%となっています。

障がい種別で「ある」の割合をみると、身体が18.4%、療育が42.8%、精神が47.6%となっています。

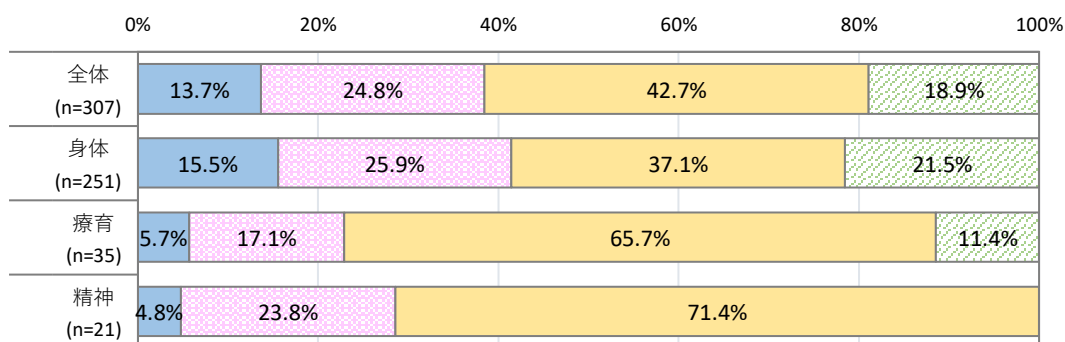


## イ) 成年後見制度の認知度

「知っている」（「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計）が38.5%となっています。

障がい種別で「知っている」の割合をみると、身体が41.4%、療育が22.8%、精神が28.6%となっています。

■ 名前も内容も知っている □ 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない ■ 名前も内容も知らない ▨ 無回答

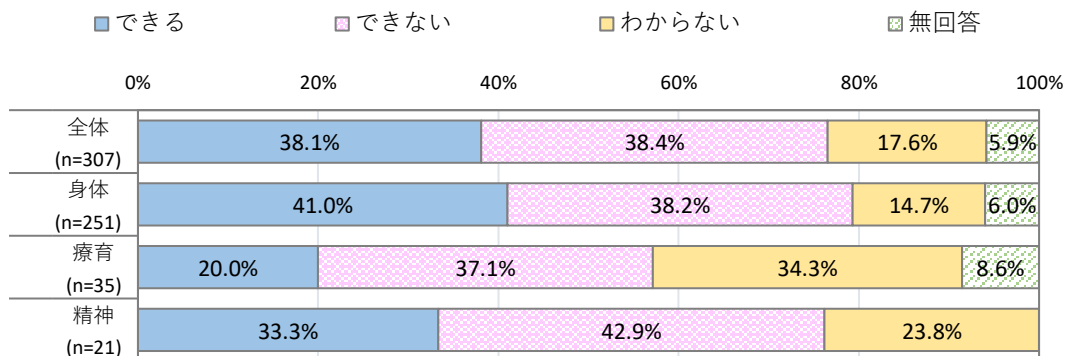


⑦ 災害時の避難や防災について

ア) 災害時ひとりで避難することができるか

「できる」が38.1%となっています。

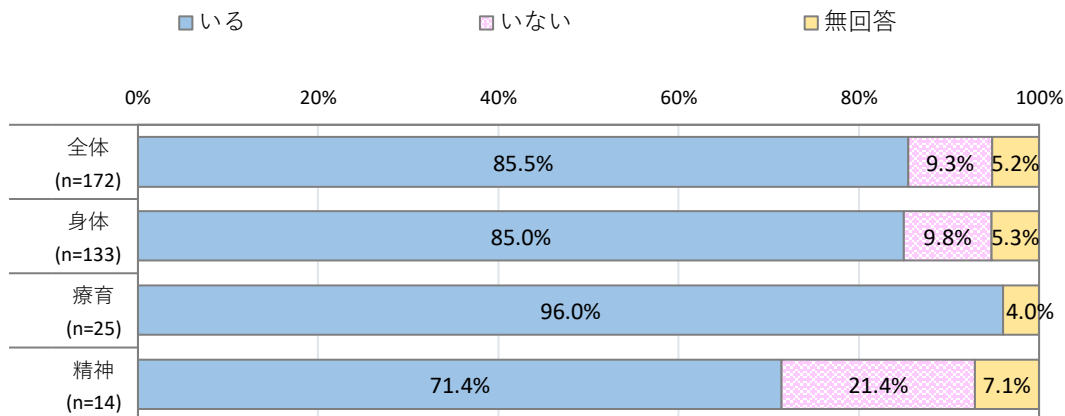
障がい種別で「できる」の割合をみると、身体が41.0%、療育が20.0%、精神が33.3%となっています。



イ) 災害時、避難を助けてくれる人がいるか

「いる」が85.5%となっています。

障がい種別で「いる」の割合をみると、身体が85.0%、療育が96.0%、精神が71.4%となっています。



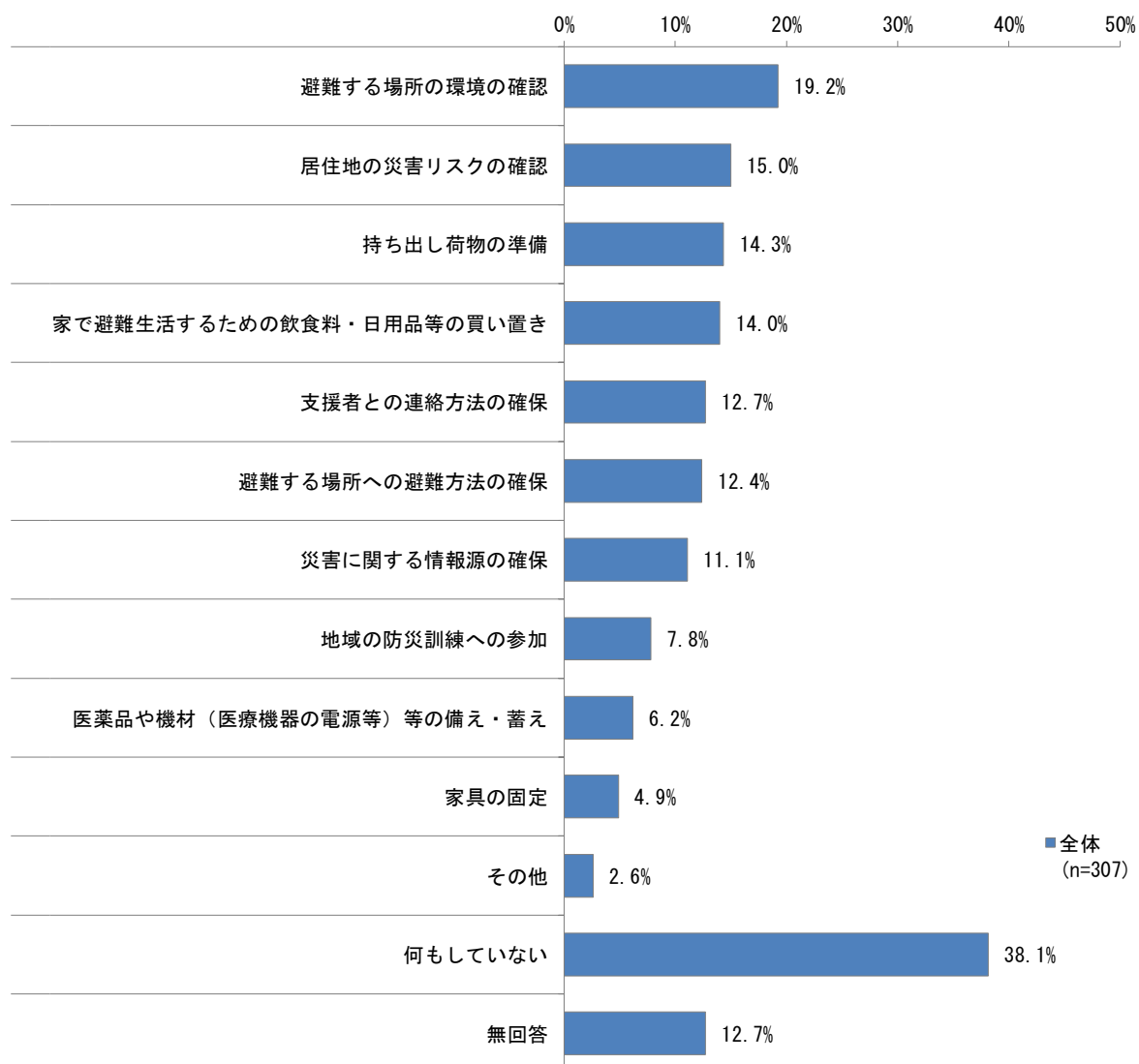


### ウ) 災害発生に備えて準備していること（複数回答）

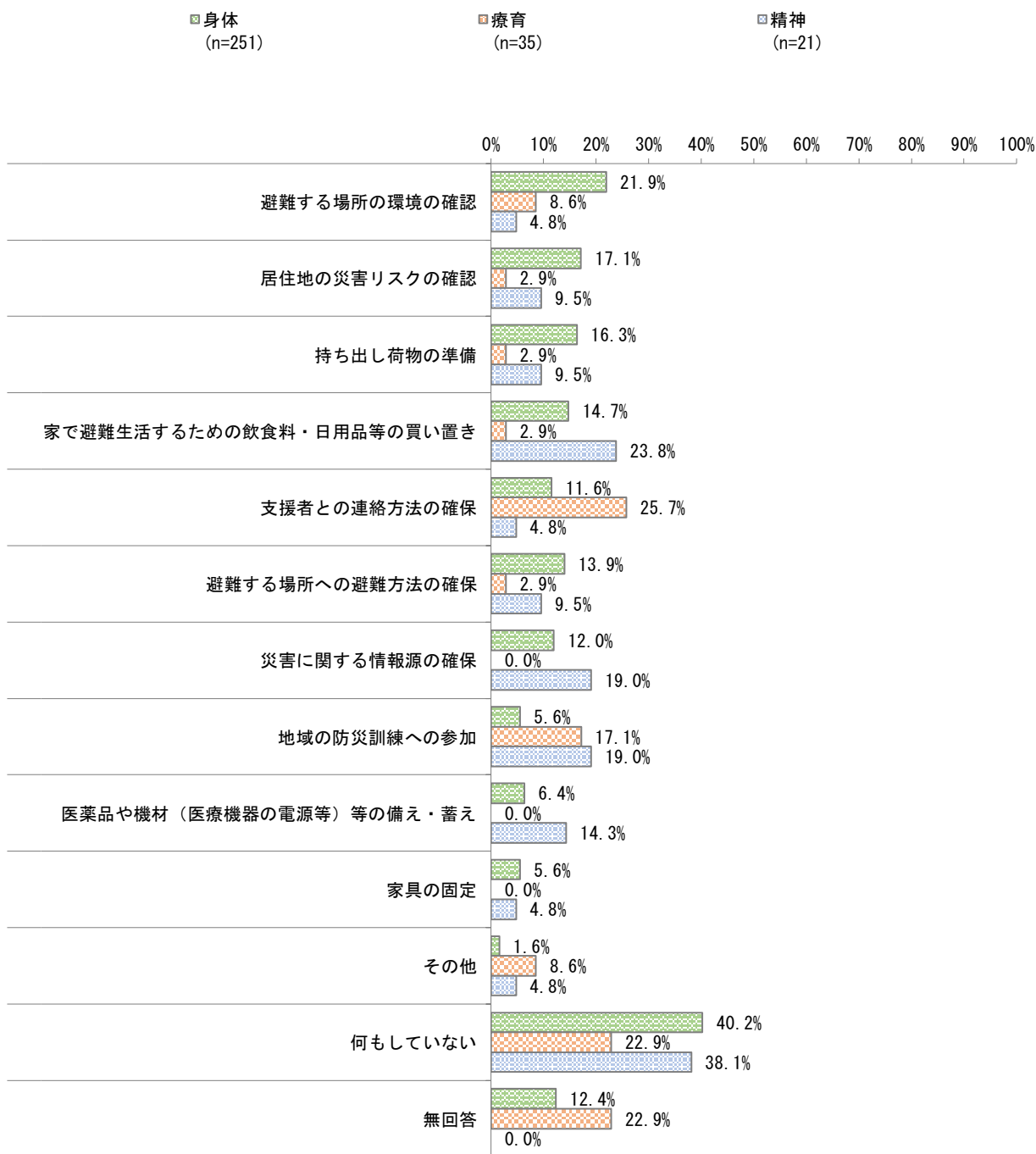
「何もしていない」が38.1%で最も高く、次いで、「避難する場所の環境確認」19.2%、「居住地の災害リスクの確認」15.0%となっています。

障がい種別でみると、身体、精神は「何もしていない」、療育は「支援者との連絡方法の確保」が最も高くなっています。

#### 【全体結果】



【障がい種別結果】

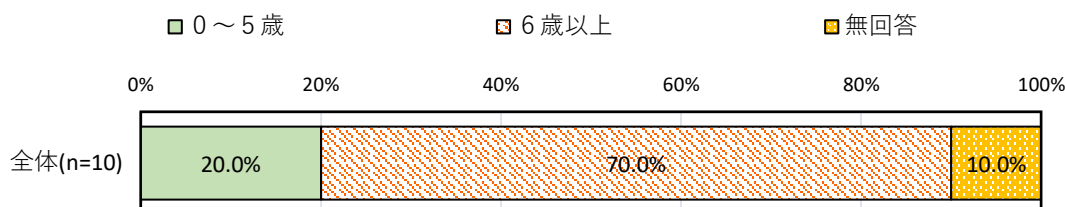


(2) 保護者調査

① お子様のことについて

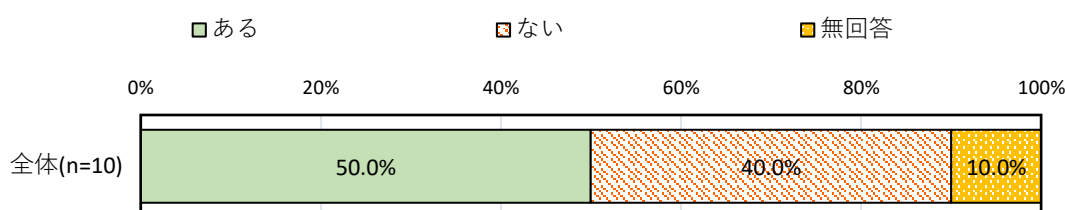
ア) 子どもの年齢

「0～5歳」が20.0%、「6歳以上」が70.0%となっています。



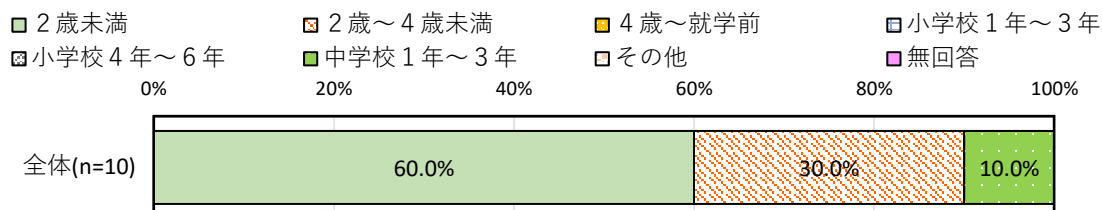
イ) 発達障がいと診断されたことがあるか

「ある」が50.0%、「ない」が40.0%となっています。



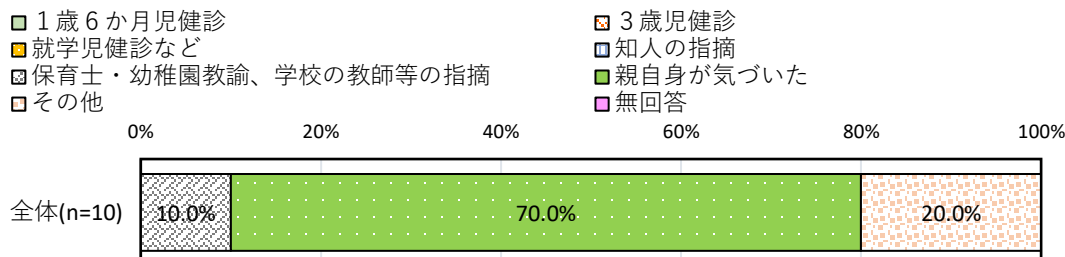
ウ) 発達障がい又はその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期

「2歳未満」が60.0%、「2～4歳未満」が30.0%、「中学校1年～3年」が10.0%となっています。



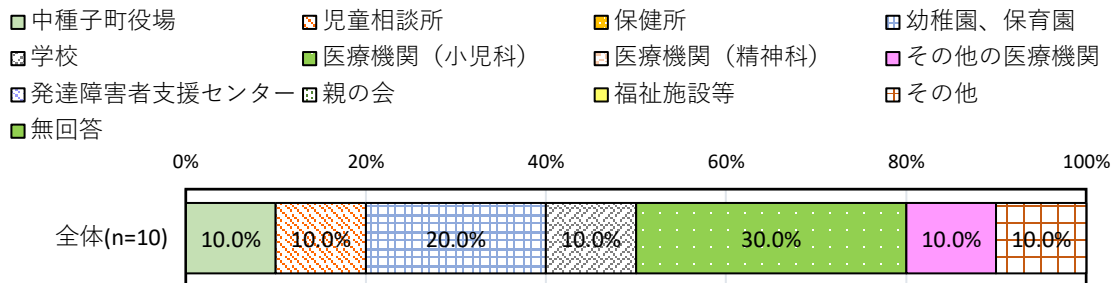
エ) 発達障がい又はその疑いに気づいたきっかけ

「1歳6か月健診」が70.0%、「3歳児健診」が20.0%、「保育士、幼稚園教諭、学校の教師等の指摘」が10.0%となっています。



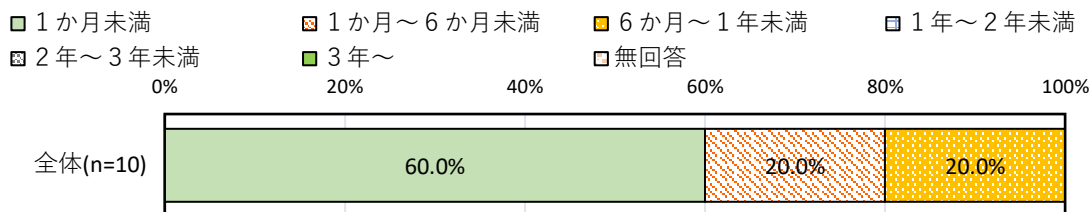
**オ) 発達障がい又はその疑いに気づいてから、最初に相談した機関**

「医療機関（小児科）」が30.0%で最も高く、次いで、「幼稚園、保育所」20.0%などとなっています。



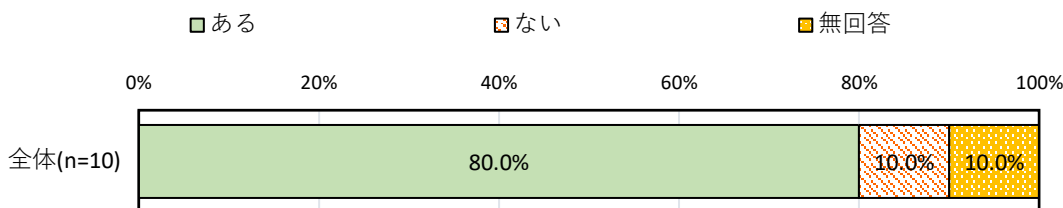
**カ) 発達障がい又はその疑いに気づいてから、相談するまでの期間**

「1か月未満」が60.0%で最も高く、次いで、「1か月～6か月未満」、「6か月～1年未満」20.0%となっています。



**キ) 気づきから診断を受けるまでの間、助けになった支援があったか**

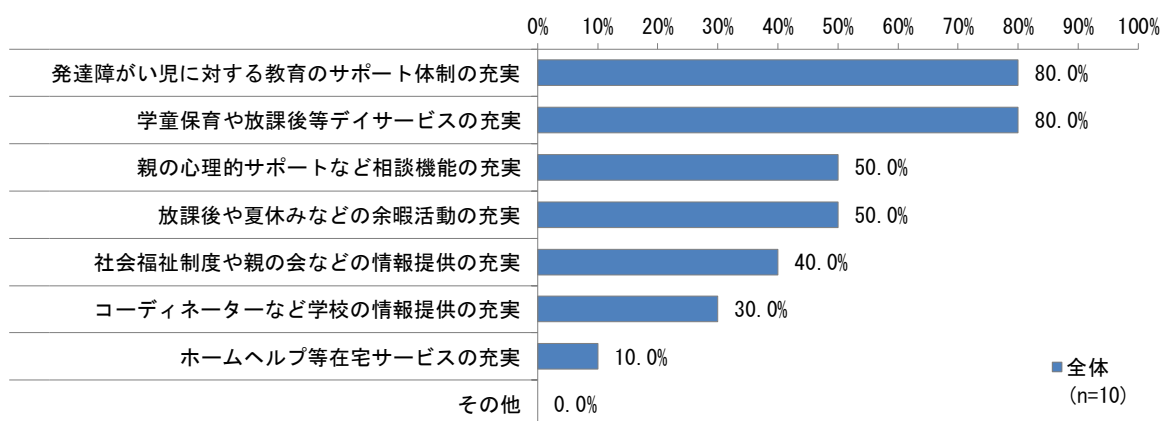
「ある」が80.0%、「ない」が10.0%となっています。



## ② 必要と思うサービス等

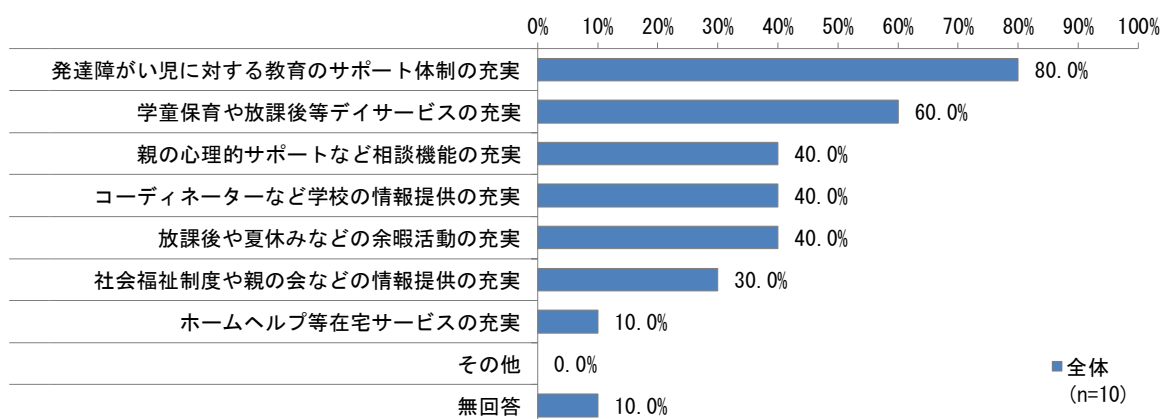
## ア) 小学校や特別支援学校小学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」、「学童保育や放課後等デイサービスの充実」が80.0%で最も高くなっています。



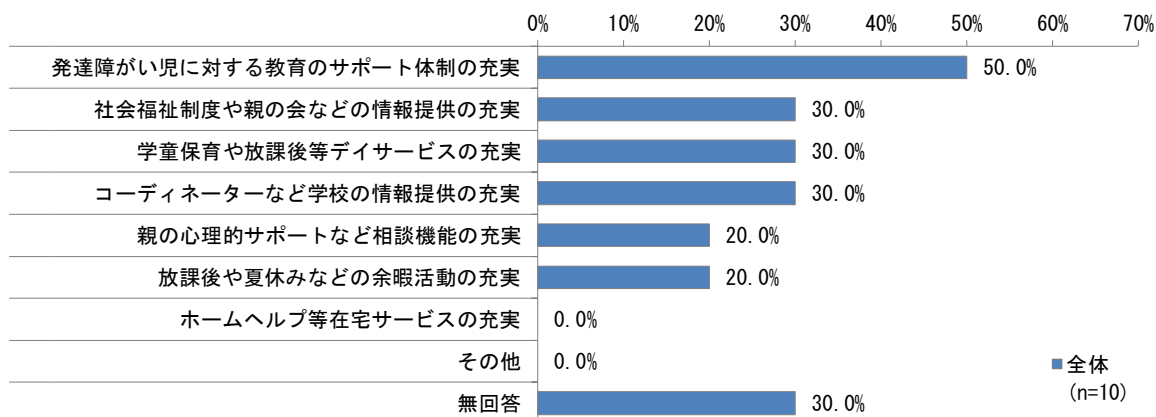
## イ) 中学校や特別支援学校中学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が80.0%で最も高く、次いで、「学童保育や放課後等デイサービスの充実」60.0%などとなっています。



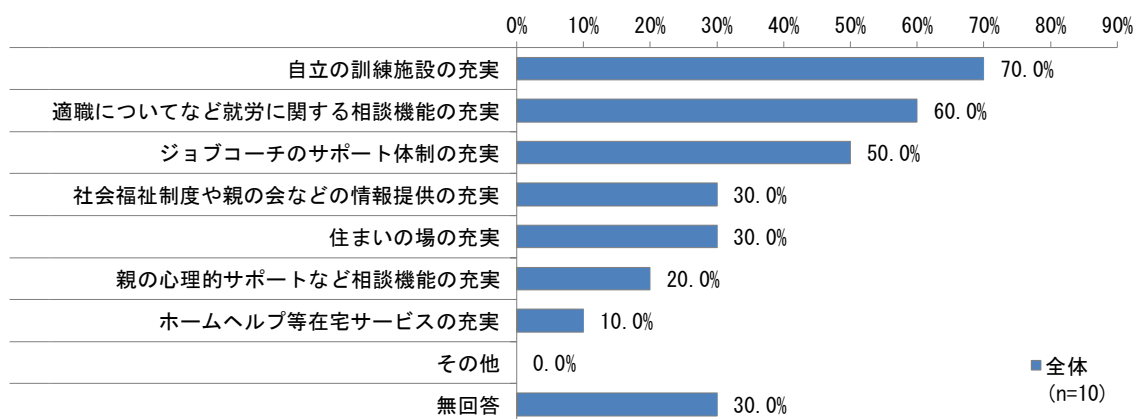
ウ) 高等学校や特別支援学校高等部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が50.0%で最も高くなっています。



エ) 就労時において、必要と思うサービス等（複数回答）

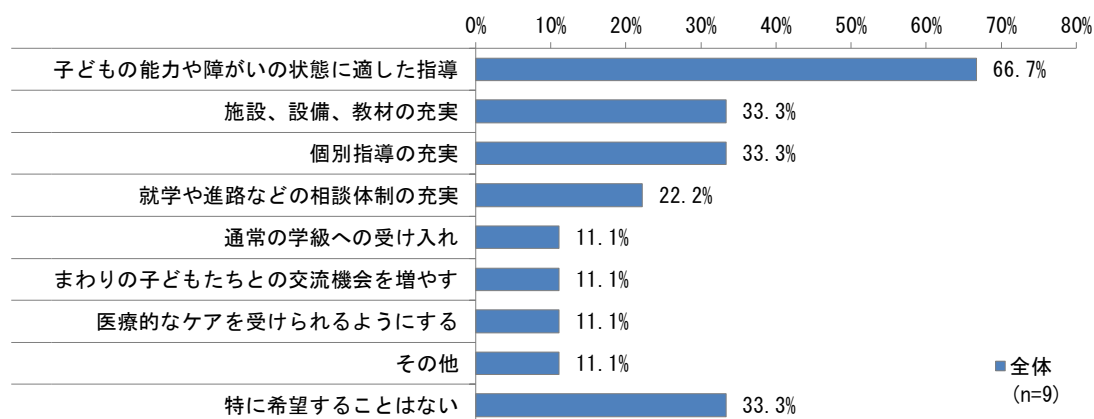
「自立の訓練施設の充実」が70.0%で最も高く、次いで、「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」60.0%、「ジョブコーチのサポート体制の充実」50.0%となっています。



③ 保育・教育について

ア) 保育所等に望むこと（複数回答）

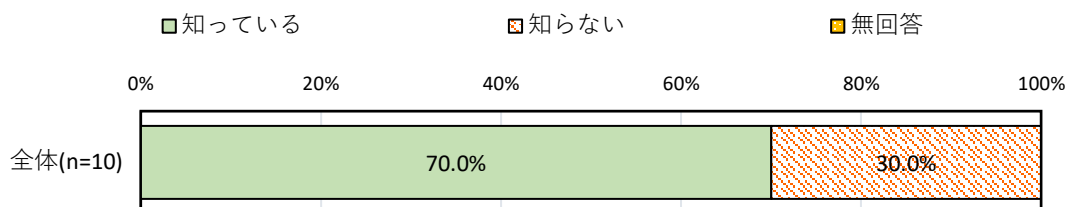
「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が66.7%で最も高く、次いで、「施設、設備、教材の充実」、「個別指導の充実」、「特に希望することはない」33.3%などとなっています。



④ 障がいを理由とした差別について

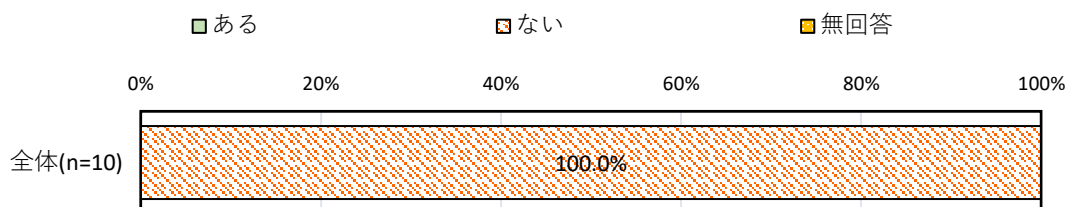
ア) 障害者差別解消法の認知度

「知っている」が70.0%、「知らない」が30.0%となっています。



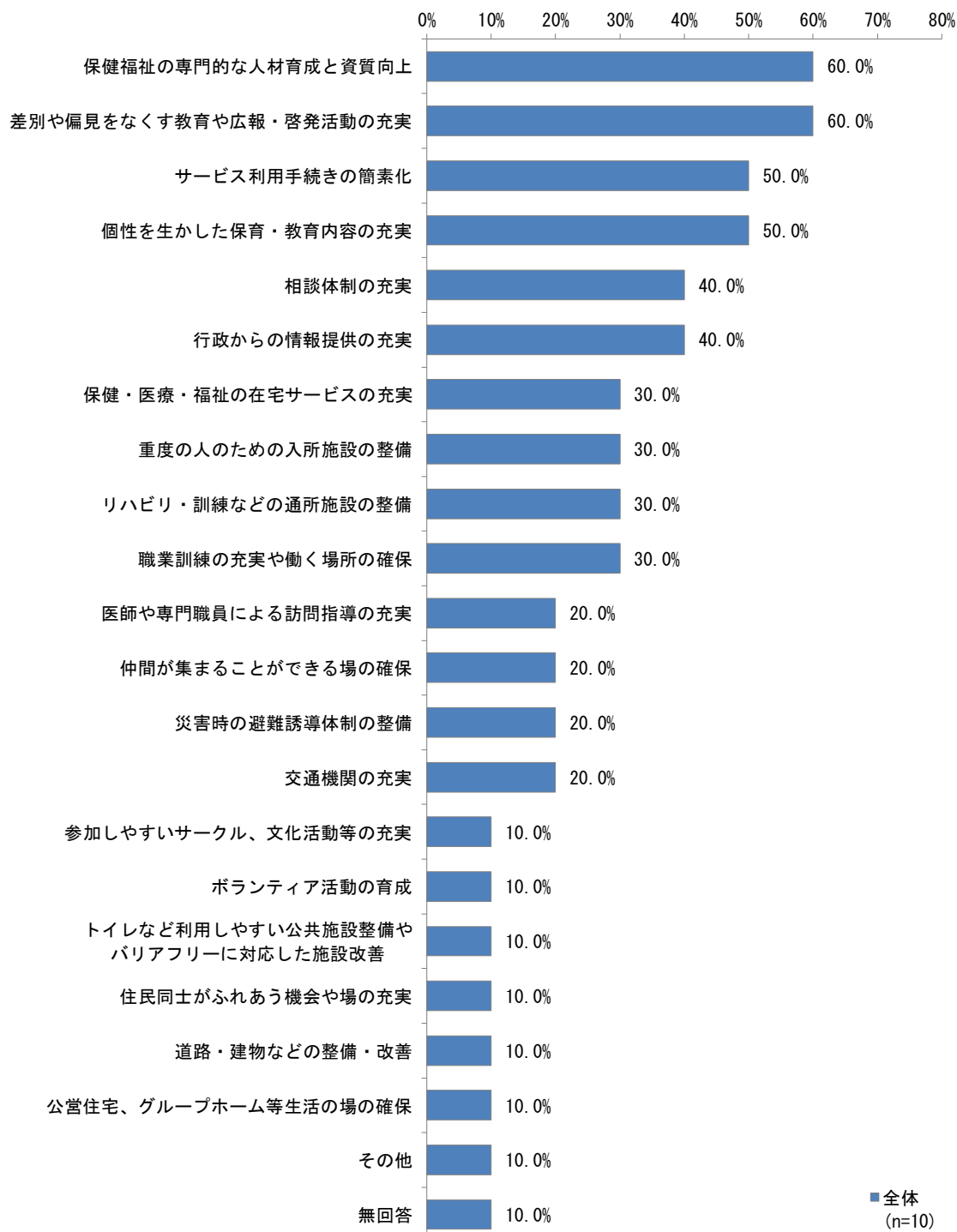
イ) 子どもが障がいがあることを理由に差別された経験があるか

「ない」が100.0%となっています。



⑤ 必要な施策・取組（複数回答）

「保健福祉の専門的な人材育成と資質向上」、「差別や偏見をなくす教育や広報・啓発活動の充実」が60.0%で最も高く、次いで、「サービス利用手続きの簡素化」、「個性を生かした保育・教育内容の充実」50.0%となっています。





## 第2部 障害者計画

### 第1章 基本理念、基本目標、施策の体系

#### 1 基本理念

障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念のもと、障がい者の抱える問題を住民一人ひとりが自らも課題として受け止め、障がい者の自立を支援していく社会の実現を目指し、また、計画の継続性の観点から、中種子町障害者計画に掲げられた基本理念を継承します。

共につくる生きがいに満ちた  
保健・医療・福祉のまちづくり

#### 2 基本目標

基本理念の実現に向けて8つの基本目標を設定します。

基本目標1 生活環境の整備

基本目標2 情報・コミュニケーション

基本目標3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本目標4 生活支援

基本目標5 保健・医療

基本目標6 教育・育成

基本目標7 雇用・就業、経済的自立の支援

基本目標8 行政サービス等における配慮

### 3 施策の体系

共につくる生きがいに満ちた 保健・医療・福祉のまちづくり

#### 基本目標1 生活環境の整備

- 1 人にやさしい福祉のまちづくり
- 2 防災・防犯対策等の充実

#### 基本目標2 情報・コミュニケーション

- 1 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実
- 2 意思疎通支援の充実

#### 基本目標3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 1 権利擁護の推進
- 2 障がい理由とする差別の解消の推進

#### 基本目標4 生活支援

- 1 意思決定支援の推進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 福祉サービスの充実
- 4 社会参加の促進
- 5 スポーツ・文化活動への参加促進
- 6 人材の育成、ボランティア活動の推進

#### 基本目標5 保健・医療

- 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療
- 2 医療体制の充実
- 3 福祉・保健・介護・医療の連携

#### 基本目標6 教育・育成

- 1 就学前児童への支援
- 2 学校教育の充実
- 3 切れ目のない支援体制の整備

#### 基本目標7 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 一般就労支援施策の充実
- 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- 3 経済的自立の支援

#### 基本目標8 行政サービス等における配慮

- 1 障がい及び障がい者への理解の促進
- 2 選挙等における配慮

## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 生活環境の整備

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化の推進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

また、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

さらに、町民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解や認識、関心を深めていけるよう、啓発・広報活動を推進します。

#### 1 人にやさしい福祉のまちづくり

広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、町民の理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた障がいや障がい者に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を推進するとともに、地域生活移行や保護者の高齢化等を見据え、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、居住場所の確保に努めます。

##### (1) 啓発・広報活動の推進

###### ① 広報等による住民の理解・啓発

町や社会福祉協議会の広報、ホームページ等を通じた障がい者福祉に関わる各種情報の提供及び国・県等が作成したポスター等の掲示を行います。また、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などについても広報・啓発活動を行い、障がい者とその障がい特性に対する住民の理解促進を図ります。

###### ② 障がい者週間の周知

広報なかたね等を通じて、12月3日から12月9日までの「障がい者週間」の周知を行います。また、障がい者とその障がい特性の理解の推進に努めます。

###### ③ 障がい者マークの普及

「耳マーク」「ハート・プラスマーク」など、障がい者に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。


【障がい者に関するマークについて】

障がい者に関するマークには、障がい者に配慮した施設であることやそれぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、様々なものがあります。

シンボルマークには、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>
<p>【ハート・プラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>【障がい者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「全ての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>

<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>【身体障がい者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>【聴覚障がい者標識】</p> 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>

<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>

## (2) 障がいと障がい者理解の促進

### ① 学校における福祉教育の充実

優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験などを行い、学校における福祉教育の充実に努めます。

### ② 特別支援学校との交流の支援

特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階での障がい者への理解の普及に努めます。

### ③ 地域における福祉教育の推進

地域住民の福祉への関心を高めるため、人権啓発事業開催などに際し、地域における福祉教育を推進します。

**④ 福祉イベントの開催支援**

障がい者等が社会参加する機会の創出と、町民の福祉に対する理解を深めることを目的として、中種子町社会福祉協議会と連携し、福祉イベントの開催及び開催の支援を行います。

**⑤ 心のバリアフリーの推進**

地域に住む全ての人の尊厳が守られ、お互いがお互いを尊重し、認め合い、差別や偏見のない地域で暮らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向け、広報・啓発に努めます。

**⑥ 発達障がいへの理解の促進**

発達に障がいのある子どもの特性を理解し、特性に応じた適切な支援・早期療育につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、発達障がいに対する理解促進を図ります。

**⑦ 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発**

精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、広報紙等による啓発活動に努めます。

**(3) 人にやさしい施設の整備****① 公共施設のユニバーサルデザインの推進**

公共施設を新設・改装する際には、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。

**② 道路交通環境の整備**

道路状況に合わせたガードレール・カーブミラー・道路標示等の設置、高齢者や障がい者のための歩道の段差の解消、通学路の整備等を推進します。また、関係機関と連携し、交通弱者や歩行者の保護、交通指導等を適切に行い、事故発生要因の排除に努めます。

**③ バリアフリースイールの多機能化の推進**

公共施設を新設・改装する際には、オストメイト対応などの多機能トイレの設置を推進します。

#### (4) 住まいの充実

##### ① 町営住宅のバリアフリー化の推進

障がい者の快適な住まいを確保するため、町営住宅のバリアフリー化を推進します。

##### ② グループホーム開設への支援

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、グループホームの開設に対して支援します。

## 2 防災・防犯対策等の充実

障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者トラブルからの保護等を推進します。

#### (1) 防災対策の推進

##### ① 中種子町地域防災計画に基づく支援体制の整備

中種子町地域防災計画に基づき、障がい者や高齢者等の要配慮者の把握、消防団や自主防災組織等への要配慮者の情報伝達、関係機関の役割分担、避難所環境の整備といった支援体制の整備を行うとともに、災害時の速やかかつ安全な避難の実施に努めます。

##### ② 災害時避難行動要支援者避難支援計画の周知と個別計画作成の推進

障害者手帳の交付等の障がいに関する手続きの際に、障がい者の状況の把握と災害時避難行動要支援者避難支援計画について周知を行うとともに、必要と思われる方に対しては個別計画の作成を勧奨します。

##### ③ 防災活動の推進と障がい者の参加促進

災害時に要支援者や障がい者を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、地域における避難行動要配慮者の把握と見守りを促進するとともに、障がい者が防災訓練や防災講座など地域における防災活動へ主体的に参加するよう促進します。

##### ④ 避難所の環境整備と配慮

避難所について、障がい者が安全に行動できるよう車いすや簡易ベッド等の障がい者・高齢者用の備品の整備やバリアフリーの検討を行うとともに、要配慮者に配慮した支援を行うための専門的な人員の確保と配置に努めます。また、障がい者に一般避難所や福祉避難所等を周知するための周知・広報を実施します。



**⑤ 福祉避難所の設置**

障がい者等の要配慮者も安心して避難できる避難所（福祉避難所）の設置とその機能強化に努めます。また、民間施設等と協定を結び、福祉避難所の指定を推進します。

**⑥ 障害福祉施設等の安全確保**

障害福祉サービス等を利用しながら、障がい者が安心して生活できるよう、障害福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に基づく防火安全体制の強化を図ります。

**(2) 緊急時の情報の発信****① 緊急時の情報提供**

緊急時の情報発信となる防災無線について、その更新を図り、災害時における被害の軽減に努めます。

**(3) 消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施****① 消費者トラブルの防止と被害からの救済**

障がい者が、悪徳商法等の被害に遭うことのないよう情報収集と発信を行うとともに、被害からの救済のため、必要に応じて相談窓口へつなげていきます。

**② 交通安全教育の実施**

障がい者が、交通事故等に遭うことがないように、中種子町全体で交通安全教育を実施します。

**基本目標2 情報・コミュニケーション**

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

また、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

## 1 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

### (1) 情報提供の充実

#### ① 広報等による情報提供の充実

町や社会福祉協議会の広報等により各種情報を提供するとともに、障がい者が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など、情報のバリアフリーを推進します。

#### ② 利用しやすいホームページ等の充実

ユニバーサルデザインの採用など、誰でも情報を探しやすい見やすいホームページづくりに引き続き努めます。

#### ③ 障がい特性に合わせた情報提供

手話通訳者の派遣など地域生活支援事業による障害福祉サービスの拡大を図ります。紙面による情報発信だけでなく、声で届ける情報発信など、情報の受け手の立場に合わせた情報発信の方法について検討します。

#### ④ 障がいのある災害時避難行動要支援者の把握

災害時避難行動要支援者支援制度を活用し、障がい者の状況把握を行うとともに、消防団等との情報共有・連携に努めます。

## 2 意思疎通支援の充実

聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。また、障がい者が必要な支援や配慮を受けられるよう、ヘルプカード等のツールについて周知を図ります。

### (1) 意思疎通支援事業等の充実

#### ① 意思疎通支援者の派遣

手話通訳者、要約筆記者の意思疎通支援者の派遣を行います。なお、専門性の高い意思疎通支援者の派遣や調整の困難な広域的な派遣については県の事業となることから、円滑な対応に努めます。

## ② 意思疎通支援事業の拡充

意思疎通支援事業については、あらゆる障がい者に対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を図ります。

## ③ コミュニケーション支援の充実

人とのコミュニケーションが難しい障がい児や障がい者が、日常生活や災害時において周りの人とコミュニケーションを図るために有効なヘルプカード等のツールについて、活用に向けた検討を行い、普及を図ります。

# 基本目標 3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者の差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法や県が制定した障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例等の実効性ある施行を図ります。

また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がい者の虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

## 1 権利擁護の推進、虐待の防止

障がい者の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度を推進します。また、障がい者への虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。

### (1) 権利擁護の推進

#### ① 成年後見制度等の周知

成年後見制度の周知を図ります。

#### ② 成年後見支援事業の実施

身寄りがないなど当事者による申立てができない場合は、町が代わって法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てを行います。

#### ③ 虐待等の防止

障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、市民、企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供があった場合には、地域福祉課を中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。

## 2 障がいを理由とする差別の解消の推進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、「障害者差別解消法」の内容について周知・啓発を行います。また、障がい者及びその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

### (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

#### ① 障がいを理由とする差別解消のための啓発

町民に障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、ホームページ等での周知を実施します。

#### ② 障害者雇用促進法の周知・啓発

雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた障害者雇用促進法について、関係機関と連携し周知・啓発を図ります。

#### ③ 職員採用試験における合理的配慮

障がい者に不利が生じないように、職員採用試験の実施に当たり障がい特性に応じた合理的配慮を提供します。

## 基本目標 4 生活支援

障がい者の望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。

障がい者の地域移行を推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がい児への支援の充実、障害福祉サービスの質の向上を目指します。

障がい者の文化芸術活動への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。

共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及を図ります。また、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

### 1 意思決定支援の推進

平成29年3月に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、障がい者の意思決定支援のより一層の充実を図ります。

#### (1) 意思決定のための支援

障がい者の意思確認ができるよう、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示ができるように支援します。

また、意思決定支援推進のため、家族や事業者等との連携強化を図ります。

#### (2) 意思決定支援体制の促進

自己決定や意思決定が困難な障がい者を支援するため、関係者間で、本人の日常生活や福祉サービスでの表情、感情、行動に関する記録等の情報に加え、これまでの生活史、人間関係等の様々な情報を共有し、本人の意思及び選考を推定する体制の促進を図ります。

## 2 相談支援体制の充実

障がい者の様々な相談に対応できるよう、専門機関との連携を図ります。また、発達障がい、高次脳機能障がい、精神疾患、難病等で、障害者手帳を取得していない人への対応を推進します。

### (1) 相談窓口の充実

#### ① 重層的な相談支援体制の構築

地域の様々な問題に取り組む社会資源を活かしながら、多種多様な相談に対応できるよう、町内外の関係機関と連携し、重層的な相談体制を構築していきます。

#### ② 相談支援担当者の専門性の向上

相談支援事業所や町の担当者の専門性の向上のため、研修への参加を促進します。

#### ③ 障がい者と家族への支援

障がい者への家族支援として、随時意見交換の場を設け関係者間で情報交換を行い、精神的サポート・自立のための支援・障害福祉施策の充実を図ります。

#### ④ 手帳を所持していない障がい者への対応

発達障がい、高次脳機能障がい、精神疾患、難病等で、障害者手帳を取得していない者に対しては、手帳を取得できる場合があることや、手帳がない場合にも医師の診断書があれば利用できるサービスがあることの周知を図ります。

#### ⑤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ケースワーカーをはじめとする関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、地域移行に向けた支援のあり方を検討していきます。

また、精神障がい者が地域の一員として安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、鹿児島県や熊毛圏域の各自治体等と協議・検討します。

### 3 福祉サービスの充実

障がい者の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

#### (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実

##### ① 訪問系サービスの充実

居宅介護等のサービスを提供する職員の専門性の確保と質の向上を図り、障がい特性を踏まえた適切な支援ができるよう、サービス提供事業者に対して、鹿児島県等が実施する研修等について積極的に受講を勧めます。

##### ② 日中活動系サービスの充実

生活介護や就労系サービスについては、更なる事業の拡大、サービス提供事業者の参入を促進します。

#### (2) 居住系サービスの充実

##### ① グループホームの充実

障がい者が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの必要な量を確保するため、近隣自治体や事業者等と連携し、提供体制についての検討を進めていきます。

#### (3) 地域生活支援事業の推進

障がい者が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を実施し、障がい者や介助者の地域生活を支援します。

#### (4) 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービスが提供され、障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

#### (5) 高齢の障がい者に対するサービスの充実

65歳以上の障がい者は、原則として介護保険制度のサービスを利用することになりますが、それぞれの障がい者の特性を勘案し、必要に応じ障害福祉関係施策に基づくサービスを利用できる環境を整えます。

#### (6) ヤングケアラー等への支援の充実

ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、関係各課が連携しながら、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

#### (7) 3障がい共通の制度の適正な運営

障がい者本人の意向を踏まえながら、障がい特性等に応じたサービスの利用を支援します。

また、様々な運営主体の福祉サービス事業者の参入を呼びかけ、近隣自治体とも連携し地域における福祉サービス基盤の整備・充実を図ります。

### 4 社会参加の促進

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域交流や地域行事への参加の促進を図ります。

#### (1) 地域福祉活動の推進

##### ① 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

障がい者が地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、行政区関係者、相談員等が「共助」の考えのもと身近な地域での支援を行うとともに、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。

##### ② 社会資源の改善、開発

地域、行政、サービス提供事業者等が協働して住みやすい地域づくりをするため、福祉課題に取り組みます。

##### ③ 地域共生社会実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、障がい者及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等関係機関との連携を図ります。



## 5 スポーツ・文化活動への参加促進

豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等への参加を促進し、障がい者の地域の中での生きがいづくりを支援します。

### (1) スポーツ活動の参加機会の充実

鹿児島県障害者スポーツ大会への参加を支援するとともに、障がい者のスポーツニーズに対応するため、関係機関と連携し、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。

### (2) 文化活動の参加機会の充実

障がい者が、文化・芸術活動に参加しやすくなるように関係団体等と連携し、手話通訳者や要約筆記者等による障がい者に対応した教室や講座の開催に努めます。また、図書室においては、大活字本を揃えるなど、障がいに応じた対応に努めます。

## 6 人材の育成、ボランティア活動の推進

サービス等の担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用、障がい者団体・ボランティア団体の活動支援を行い、障がい者の多様化するニーズに対応します。

### (1) ホームヘルパー等の確保

ホームヘルパー等の障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。

### (2) ボランティア活動への参加の促進

関係機関と連携し、ボランティアの養成及びボランティア団体の機能強化を図り、ボランティア活動への参加の促進に努めます。

### (3) ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等を行い、講座等の情報提供の充実に努めます。

## 基本目標5 保健・医療

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図ります。また、予防・治療が可能である障がいの原因となる疾病等について、早期発見を図るとともに、適切な医療サービスの提供を促進します。

さらに、精神に障がい者が地域で暮らせる環境づくりに取り組むことにより、入院中の精神に障がい者の退院、地域移行を促進します。

### 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージに応じた健康に関する取組を進めます。

#### (1) 就学前における支援体制の充実

乳幼児健診等を通して、療育の必要な児童を早期に発見し、早期に療育につなげられるよう、定期健診の受診率の向上に努めます。

また、児童発達支援事業所及び保育所等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。

#### (2) 各種検（健）診等の実施

障がいの発生の原因となる疾病等の予防や病気の早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種検（健）診等を実施します。

また、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。

#### (3) 精神保健対策の充実

障がいの状況に応じて、心の健康づくり等の幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。

また、医療が必要な場合は、医療機関等と連携を図ります。

### 2 医療体制の充実

障がい者が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携を図り、医療体制の充実を図ります。

#### (1) かかりつけ医の促進

身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。

**(2) 自立支援医療と医療費の助成**

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）費を給付します。

**(3) 難病患者の医療費助成に関する情報提供**

難病患者への医療費助成制度や対象となる疾病及びその内容の変更等について、関係機関と連携して情報提供に努めます。

**(4) 歯科治療に関する情報提供**

障がい者が安心して歯の治療を受けられるよう、関係機関等と連携し、専門の歯科医等の情報提供を図ります。

**(5) 救急医療体制の充実**

疾病等による障がい発生の予防・軽減のため、医師会や関係機関等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。

**3 福祉・保健・介護・医療の連携**

地域社会において障がい者が安心して生活を送るため、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。また、福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するよう、計画相談の質の向上を図ります。

**(1) 関係機関等との連携強化**

地域社会において障がい者が、安心して生活を送れるよう、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。

**(2) 計画相談の質の向上**

福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障がい者を対象とする計画相談（ケアマネジメント）の質の向上を図ります。

**(3) 医療的ニーズへの対応**

医療的ニーズの高い障がい者や障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図ります。

## 基本目標6 教育・育成

障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うため、環境の整備を図るとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、学校卒業後も自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

### 1 就学前児童への支援

障がいのある子どもが、身近な地域で保育等を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

#### (1) 保育士等への研修の実施

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限引き出せるよう、研修等を行い、保育士等の専門的な知識の習得と資質向上を図ります。

#### (2) 発達障がい児への支援

保育所等と県や町の関係機関との連携を図り、発達障がいの早期発見、早期支援に努めます。

#### (3) 多様な保育サービスの充実

個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ施設のバリアフリー化や保育士の特別支援保育に係る質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。

#### (4) 相談支援体制の充実

保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行い、療育施設や医療機関等と連携を図ります。

また、就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談で小学校入学への不安の解消を図るとともに、関係機関との連携で入学後の学習又は学校生活において支援を行います。

**(5) 保護者への子育て支援**

障がいのある子どもの保護者に対し、学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。

**(6) 保育所等訪問支援**

保育所等を利用している障がいのある子どもが、保育所等で集団活動を行うに当たり、専門的な援助を必要とする場合に、訪問指導を行うなどの支援に努めます。

**2 学校教育の充実**

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

**(1) 個別支援体制の推進**

障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じように教育が受けられるよう、児童・生徒の障がいに合わせた個別の支援を図ります。

**(2) 特別支援教育の充実**

関係機関、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。

**(3) 教育上の相互理解**

障がいについての理解を深めるため、小中学校において、障がい児通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。

**(4) 学校施設、設備の改善**

新たな学校施設の整備は、児童・生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設についても、鹿児島県が制定している「鹿児島県福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化の整備を検討していきます。

**(5) 教員の専門性の向上**

教員の資質向上のための研修の充実に努めます。

また、インクルーシブ教育の推進を図り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学べる体制を構築していきます。

### **(6) 放課後等の居場所づくり**

障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして放課後等デイサービス等の充実に努めます。

## **3 切れ目のない支援体制の整備**

障がいのある子どもが、将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫したきめ細やかな支援の構築を進めます。

### **(1) 就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築**

改正発達障害者支援法に基づき、就学前から卒業後に至るまで、切れ目のない支援体制を促進するため、福祉関係機関及び教育関係機関等が連携し、一貫した支援体制の整備に努めます。

### **(2) 児童発達支援事業の充実**

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実を図ります。

## **基本目標7 雇用・就業、経済的自立の支援**

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な障がい者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。あわせて、年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供等により、経済的自立を支援します。

### **1 一般就労支援施策の充実**

ハローワーク等と連携を図り、障がい者の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。また、障がい者就労支援事業等により、障がい者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

## (1) 雇用・就労の啓発・促進

### ① 企業等への制度の啓発

障がい者の雇用拡大を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者雇用率制度を周知します。

### ② 障がい者雇用の促進

事業所等における障がい者雇用に関する情報及び就労継続支援A型、B型事業所に関する情報の提供などを行い、就労の場の拡大に努めます。

### ③ 職場における合理的配慮の提供義務等の周知

改正障害者雇用促進法、改正障害者差別解消法等を踏まえ、法に盛り込まれた、障がい者への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。

### ④ 障がい者就労支援事業の活用

種子島地区就労支援ネットワーク会議及びハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会等、各種事業の周知に努めます。

### ⑤ 一般就労への移行

ハローワークや関係機関との連携を図り、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進に努めます。

## 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援

働く意欲があっても、一般就労の難しい障がい者に対して、個々の特性に合った仕事が見つけられる支援体制の整備を支援します。また、「中種子町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

### (1) 福祉的就労の支援

一般就労が困難な障がい者が、障がいの特性に配慮して提供される就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用した福祉的就労を支援します。

### (2) 物品・役務の調達の推進

「中種子町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

### 3 経済的自立の支援

障がい者が、必要とされる適切な医療を継続して受診できる環境を整えるため、障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

#### (1) 医療費の助成

障がい者が、必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

#### (2) 障がいのある子どもへの就学奨励

障がいのある児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて扶助します。

#### (3) 各種手当等の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図り、支給を行います。

## 基本目標 8 行政サービス等における配慮

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を図ります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を促進するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

### 1 障がい及び障がい者への理解の促進

障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。

#### (1) 町職員等の障がい者への理解の促進等

##### ① 町職員への啓発

事務事業にあたっては、障害者差別解消法に基づき障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。



**② 行政事務等における配慮**

様々な行政手続きに携わる職員に対して、障がい者に関する理解を促進することにより、障がい者にとって利用しやすいように、行政手続の簡素化や窓口の一本化に努めます。

**③ 情報提供における配慮**

行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

**2 選挙等における配慮**

障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

**(1) 情報提供の推進**

点字による候補者情報の提供等、障がい特性及び障がい者の生活実態に応じた情報の提供に努めます。

**(2) 投票環境の整備**

移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化及び障がい種別に配慮した案内方法や、投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた取組を推進し、障がい者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。

**(3) 投票機会の確保**

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

## 第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 第1章 基本的事項

#### 1 基本的理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

##### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

##### (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

##### (3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉サービス事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

#### (6) 障害福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

## 2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

## 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

## 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 第2章 前期計画の障害福祉サービス等の実績

※令和5年度は8月現在の実績となります。

### (1) 訪問系サービス

居宅介護については計画を大きく下回って推移しています。その他のサービスの令和4年度以降の利用実績はない状況です。

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
居宅介護	実績	1	5	1	3	1	3
	計画	6	61	6	61	6	61
	差異	▲5	▲56	▲5	▲58	▲5	▲58
重度訪問介護	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
同行援護	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
行動援護	実績	1	1	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	1	1	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0

### (2) 日中活動系サービス

令和5年度の就労継続支援B型が計画を上回っていますが、他のサービスはおむね計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
生活介護	実績	37	784	37	768	35	716
	計画	40	826	40	826	40	826
	差異	▲3	▲42	▲3	▲58	▲5	▲110

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立訓練（機能訓練）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	1	10	1	10	1	10
	差異	▲1	▲10	▲1	▲10	▲1	▲10
自立訓練（生活訓練）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	1	10	1	10	1	10
	差異	▲1	▲10	▲1	▲10	▲1	▲10
就労移行支援	実績	1	22	1	7	0	0
	計画	1	21	1	21	1	21
	差異	0	1	0	▲14	▲1	▲21
就労継続支援（A型）	実績	2	33	1	22	1	22
	計画	2	44	2	44	3	66
	差異	0	▲11	▲1	▲22	▲2	▲44
就労継続支援（B型）	実績	42	777	46	805	48	828
	計画	45	806	45	806	45	806
	差異	▲3	▲29	1	▲1	3	22
就労定着支援	実績	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-
療養介護	実績	4	-	4	-	5	-
	計画	5	-	5	-	5	-
	差異	▲1	-	▲1	-	0	-
短期入所（福祉型）	実績	1	6	2	10	2	11
	計画	2	20	2	20	2	20
	差異	▲1	▲14	0	▲10	0	▲9
短期入所（医療型）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0

**(3) 居住系サービス**

共同生活援助は計画を上回って推移していますが、施設入所支援は計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立生活援助	実績	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-
共同生活援助	実績	34	-	37	-	36	-
	計画	35	-	35	-	34	-
	差異	▲1	-	2	-	2	-
施設入所支援	実績	27	-	27	-	27	-
	計画	29	-	29	-	28	-
	差異	▲2	-	▲2	-	▲1	-

**(4) 相談支援**

全てのサービスで計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
計画相談支援	実績	8	-	8	-	8	-
	計画	10	-	10	-	10	-
	差異	▲2	-	▲2	-	▲2	-
地域移行支援	実績	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-
地域定着支援	実績	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-

(5) 障害児通所支援

概ね全てのサービスで計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	実績	12	84	10	84	11	87
	計画	15	131	18	157	20	174
	差異	▲3	▲47	▲8	▲73	▲9	▲87
医療型児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実績	18	155	11	117	11	118
	計画	20	124	23	142	25	154
	差異	▲2	31	▲12	▲25	▲14	▲26
保育所等訪問支援	実績	7	10	3	3	4	4
	計画	21	21	22	22	25	25
	差異	▲14	▲11	▲19	▲19	▲21	▲21
居宅訪問型 児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0

(6) 障害児相談支援

計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
障害児相談支援	実績	3	-	3	-	3	-
	計画	9	-	9	-	10	-
	差異	▲6	-	▲6	-	▲7	-



### 第3章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標）

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</li> </ul>	

町の成果目標			
成果目標 の考え方	(1)施設入所者数の6%（2人）を地域生活へ移行すべきとされていますが、本町の実情を考慮して、令和8年度末時点の地域移行者数を令和4年度施設入所者の6.9%（2人）とします。		
	(2)施設入所者数の5%以上（2人）を削減すべきとされていますが、本町の実情を考慮して、令和8年度末時点の施設入所者数を2人（6.9%削減）とします。		
目標値	項目	基準値	目標値
	(1)地域移行者数	令和4年度末時点 施設入所者数 29人	令和8年度末までに 2人（6.9%移行）
	(2)施設入所者数		令和8年度末時点で 27人（6.9%削減）

#### 【各年度目標値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)地域移行者数	0人	0人	2人
(2)施設入所者数	27人	27人	27人

## 2 地域生活支援の充実

国の基本指針	
<p>(1)令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>(2)令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めることを基本とする。</p>	

町の成果目標	
成果目標の考え方	<p>(1)中種子町単独で地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討しています。</p> <p>(2)令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、中種子町単独で支援体制の整備を進めます。</p>

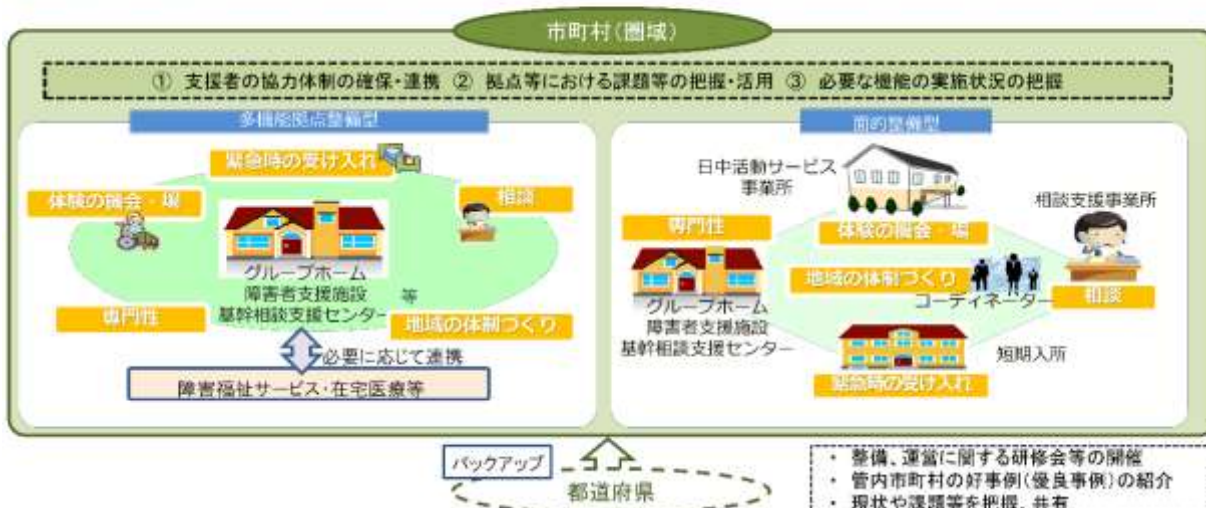
### 【地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ】

#### 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



### 3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
(1)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
(2)	就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
(3)	就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指すことを基本とする。
(4)	就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すことを基本とする。
(5)	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
(6)	就労定着支援事業所の利用者数については、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
(7)	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

町の成果目標				
成果目標 の考え方	(1)令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数について2人を目標とします。			
	(2)～(4)本町の実情を考慮し、一般就労への移行者については就労移行支援事業利用者からの移行を2人見込みます。			
目標値	項目	基準値	目標値	
	(1)福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度 1人	令和8年度2人	
	事業別	(2)就労移行支援事業のみ	令和3年度 1人	令和8年度2人
		(3)就労継続支援A型のみ	令和3年度 0人	令和8年度0人
(4)就労継続支援B型のみ		令和3年度 0人	令和8年度0人	

町の成果目標	
成果目標 の考え方	<p>(5)熊毛圏域内で就労移行支援事業所を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。</p> <p>(6)、(7)就労定着支援事業を実施する事業所が熊毛圏域内にないことから、事業を実施する事業所の確保に努めます。</p>

#### 4 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
<p>(1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>(2)令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>(3)令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>(4)令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>	

町の成果目標	
成果目標 の考え方	<p>(1)中種子町単独で児童発達支援センターの設置は完了しています。</p> <p>(2)令和8年度末までに、中種子町単独で、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。</p> <p>(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、中種子町単独で確保済です。</p> <p>(4)令和6年度から、中種子町単独で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。</p>

## 5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
<p>(1)令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とする。</p> <p>(2)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保することを基本とする。</p>	

町の成果目標	
成果目標 の考え方	<p>(1)令和8年度末までに中種子町単独で、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置します。</p> <p>(2)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保します。</p>

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	
<p>(1)令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。</p>	

町の成果目標	
成果目標 の考え方	<p>(1)令和8年度末までに本町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。</p>

## 第4章 活動指標

### 1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等

※令和6年度から8年度までの期間で、利用を見込んでいないサービスであっても、ニーズがあった場合は、柔軟に対応します。

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 居宅介護

内容	ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
主な対象者	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人。
見込量設定の考え方	利用人数は増加傾向で推計し、利用時間は実績から1人当たり約11時間として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	平成3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	5	3	3	11	21	32
人/月	1	1	1	1	2	3

##### ② 重度訪問介護

内容	居宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
主な対象者	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人。（障害支援区分4以上）
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

## ③ 同行援護

内容	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
主な対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者。
見込量設定の考え方	利用人数1人を見込み、利用時間は1人当たり4時間として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	4	4	4
人/月	0	0	0	1	1	1

## ④ 行動援護

内容	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
主な対象者	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人。（障害支援区分3以上）
見込量設定の考え方	利用人数1人を見込み、利用時間は1人当たり1時間として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	1	1	1
人/月	0	0	0	1	1	1

⑤ 重度障害者等包括支援

内容	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。
主な対象者	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者及び最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

内容	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
主な対象者	常に介護を必要とする方で、 ①49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は1人当たり約27日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。



単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	784	768	716	980	1,007	1,034
人/月	37	37	35	36	37	38

## ② 自立訓練（機能訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

## ③ 自立訓練（生活訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
主な対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

④ 就労選択支援

内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
主な対象者	新たに就労継続A型事業を利用する意向の者 新たに就労継続B型事業を利用する意向の者 標準利用期間を超えて就労移行の利用を更新する者
見込量設定の考え方	対象者等を勘案し、令和7年度から月の利用人数を3人と見込みました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	3	3

⑤ 就労移行支援

内容	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
主な対象者	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり14日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	22	7	0	14	14	14
人/月	1	1	0	1	1	1

## ⑥ 就労継続支援（A型）

内容	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
主な対象者	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり20日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	33	22	22	20	20	20
人/月	2	1	1	1	1	1

## ⑦ 就労継続支援（B型）

内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
主な対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約18日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	777	805	828	854	872	890
人/月	42	46	48	48	49	50

⑧ 就労定着支援

内容	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
主な対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

⑨ 療養介護

内容	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
主な対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で ①ALS患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分5以上の人
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、5人と見込みました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	4	4	5	5	5	5

## ⑩ 短期入所（福祉型）

内容	居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	障害支援区分が区分1以上の人 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり5日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	6	10	11	9	9	9
人/月	1	2	2	2	2	2

## ⑪ 短期入所（医療型）

内容	居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	遷延性意識障がい児・障がい者、ALS患者等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

内容	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
主な対象者	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する人等。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助

内容	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
主な対象者	障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	34	37	36	37	37	37

## ③ 施設入所支援

内容	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
主な対象者	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	27	27	27	27	27	27

## (4) 相談支援

## ① 計画相談支援

内容	ア) サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 イ) 継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
主な対象者	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者。 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者。
見込量設定の考え方	障害福祉サービス等を利用する場合は基本的に利用するというサービスの特性を踏まえて、見込量を増加傾向で設定しました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	8	8	8	8	9	10

② 地域移行支援

内容	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
主な対象者	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者。精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 地域定着支援

内容	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
主な対象者	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0



(5) 地域生活支援拠点等

内容	①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）する。 ②その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ③令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。
確保方策	①中種子町単独で地域生活支援拠点1か所整備しています。 ②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討しています。なお、令和8年度末までにコーディネーターを配置します。 ③令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

① 地域生活支援拠点等の整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所

② コーディネーターの配置、検証及び検討の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

③ 強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がい者を有する者への支援体制	0か所	0か所	1か所

## 2 障がい児支援

### (1) 障害児通所支援、障害児相談支援

#### ① 児童発達支援

内容	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
主な対象者	未就学の障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、増加傾向で見込みました。利用日数は実績から1人当たり約8日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	84	84	87	91	99	107
人/月	12	10	11	11	12	13

#### ② 放課後等デイサービス

内容	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
主な対象者	就学中の障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約9日として見込量を設定しました。また、近年の状況を踏まえ、増加傾向で見込みました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	155	117	118	105	110	110
人/月	18	11	11	12	13	13

## ③ 保育所等訪問支援

内容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
主な対象者	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約4日として見込量を設定しました。また、近年の状況を踏まえ、増加傾向で見込みました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	10	3	4	12	12	12
人/月	7	3	4	3	3	3

## ④ 居宅訪問型児童発達支援

内容	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
主な対象者	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 障害児相談支援

内容	<p>ア) 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>イ) 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>
主な対象者	障害児通所サービスを希望する児童。
見込量設定の考え方	障害児通所支援等の利用を希望する方は必ず利用するというサービスの特性を踏まえて量を見込みました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	3	3	3	3	3	4

(2) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	①令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
確保方策	①令和6年度から、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

① コーディネーターの配置人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

### 3 発達障がい者等に対する支援

内容	<p>①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定する。</p> <p>②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数を見込みを設定する。</p>
----	---

#### ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの開催回数及びペアレントメンターの人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	2人	2人	2人
実施者	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人

#### ② ペアレントメンター等を活用したピアサポート活動への参加人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート活動への参加人数	2人	2人	2人

## 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	<p>①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。</p> <p>②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p> <p>④現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑤現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑥現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑦現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑧現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
----	--

### ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	0回	0回	1回

## ② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	5人

## ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回

## ④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

## ⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域定着支援利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

## ⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の共同生活援助利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

## ⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

## ⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

## 5 相談支援体制の充実・強化のための取組

内容	①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 ③協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。
----	--

### ① 基幹相談支援センターの設置の有無

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有

### ② 基幹相談支援センターによる支援

#### ア) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導・助言件数	1件	1件	1件

#### イ) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人材育成の支援件数	1件	1件	1件

#### ウ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回



## エ) 個別事例の支援内容の検証の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回

## オ) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

## ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

## ア) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討実施回数	12回	12回	12回

## イ) 協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参加事業者・機関数	5か所	5か所	5か所

## ウ) 協議会の専門部会の設置数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の設置数	2か所	2か所	2か所

## エ) 協議会の専門部会の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の実施回数	6回	6回	6回

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内容	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
----	---

### ① 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	1人	1人	1人

### ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

#### ア) 事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有する体制の有無	有	有	有

#### イ) 共有する体制に基づく実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有する体制に基づく実施回数	1回	1回	1回

## 第5章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず全ての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本町が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業
	(2) 地域移行のための安心生活支援事業
	(3) レクリエーション活動等支援事業

## 1 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

内容	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。
主な対象者	地域住民
見込量設定の考え方及び確保方策	○障がい者への理解を深めることを目的として、窓口等へのパンフレットの設置や広報誌・町ホームページでの啓発活動を行います。 ○研修会やイベントの開催の支援等を検討します。 ○「ヘルプカード」の普及を推進します。

#### 【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### (2) 自発的活動支援事業

内容	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。
主な対象者	障がい者、その家族、地域住民等
見込量設定の考え方及び確保方策	○障がい者やその家族、地域住民による自発的な活動を推進するよう努めます。

#### 【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

## (3) 相談支援事業

内容	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
主な対象者	障がい者、障がい児の保護者、介護者等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○熊毛圏域で、基幹相談支援センターを設置しています。

## ① 障害者相談支援事業

## 【実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	1	1	1	1	1

## 【基幹相談支援センター設置の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	有	有	有	有	有	有

## ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

## 【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	有	有	有	有	有

## ③ 住宅入居等支援事業

## 【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
主な対象者	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者
見込量設定の考え方及び確保方策	○事業の利用の希望があった場合に、適切に成年後見制度の利用を支援できるように、関係機関と連携し、支援の提供体制の確保に努めます。

【年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。
主な対象者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
見込量設定の考え方及び確保方策	○関係機関と連携し、法人後見制度に関する相談や、法人後見活動の支援を行います。

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
主な対象者	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、提供体制を確保する観点から、利用希望があった場合に対応できるように、提供体制の確保に努めます。 ○広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【年間実利用件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	6	0	4	10	10	10

② 手話通訳者設置事業

【年間実設置見込み者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

(7) 日常生活用具給付等事業

内容	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める6種の給付・貸与が行われます。
主な対象者	障がい者等であって当該用具を必要とする者
見込量設定の考え方及び確保方策	○排泄管理支援用具は、実績から230件/年と見込みました。 ○その他の用具については、令和5年度中の利用見込み件数が0件である事業もありますが、利用の希望があった場合に適切に対応できるように提供体制の確保に努めます。 ○広報等で事業の周知を図り、障がい者の高齢化が進行する中で、日常生活の質の向上のために、事業を必要とする人に障がいの特性に応じた適切な給付に努めます。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの

【用具例】特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	0	0	1	1	1

② 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】入浴補助用具、T字状・棒状のつえ等

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	2	1	0	1	1	1



## ③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】透析液加温器、ネブライザー（吸入器）等

## 【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	1	1	1

## ④ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】携帯用会話補助装置、視覚障がい者用拡大読書器等

## 【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	1	1	1

## ⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】ストーマ装具（ストーマ用品等）、紙おむつ等

## 【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	233	230	225	230	230	230

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【用具例】居宅生活動作補助用具

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	2	3	1	1	1

（8）手話奉仕員養成研修事業

内容	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。
主な対象者	実施主体が適当と認めたもの
見込量設定の考え方及び確保方策	○聴覚障がい者の社会参加や自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員の養成に向けて、町民への受講の啓発等を実施します。 ○制度の周知広報を適切に行い、人材の育成と確保に努めます。

【実養成講習修了者数（登録者数）】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	2

（9）移動支援事業

内容	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。
主な対象者	町が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる受け皿の確保に努めます。 ○外出時の移動が困難な人に対し支援を行うことで、地域で安心して生活できるように、外出の際の移動の支援を行います。

## 【年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	2	0	0	1	1	1

## 【年間延べ利用時間数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/年	3	0	0	5	5	5

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

内容	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。
事業形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動支援センターⅠ型 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。</li> <li>○地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</li> <li>○地域活動支援センターⅢ型 地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。</li> </ul>
見込量設定の考え方及び確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本町では、Ⅲ型の事業を実施します。</li> <li>○地域活動支援センターに通うことのできる障がい者の把握に努め、社会交流や生産活動の機会が提供できる体制の構築に努めます。</li> <li>○地域活動支援センターの周知を行い、利用ニーズの掘り起こしと理解の促進を図ります。</li> </ul>

① 地域活動支援センターⅠ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【自市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【他市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

② 地域活動支援センターⅡ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

## 【自市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

## 【他市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

## ③ 地域活動支援センターⅢ型

## 【自市町村での実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	1	1	1

## 【他市町村での利用箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

## 【自市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	3	3	3

## 【他市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

## 2 任意事業

### (1) 日中一時支援事業

内容	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障がい者の日中における活動の場を確保するものです。
見込量設定の考え方 及び確保方策	○令和3年度、令和4年度の実績値及び令和5年度の見込値から推計値を算出し、現状の利用状況と照らし合わせて算出しました。 ○ニーズに応じたサービス提供を行います。

#### 【月延べ利用人数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	7	4	4	5	5	5

#### 【年間延べ利用日数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日/年	1,076	666	477	500	500	500

### (2) 地域移行のための安心生活支援事業

内容	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とします。
見込量設定の考え方 及び確保方策	○ニーズに応じたサービス提供を行います。

#### 【年間実利用人数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	1	1	1

## (3) レクリエーション活動等支援事業

内容	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的とします。
見込量設定の考え方 及び確保方策	○ニーズに応じたサービス提供を行います。

## 【実施団体数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体	-	-	1	1	1	1

## 第6章 円滑な実施を確保するために必要な事項等

### 1 障がい者等に対する虐待の防止

町においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、町と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障がい者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、町においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を整えていきます。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

### 2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 展覧会等の開催
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等



### 3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、町において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組の実施を行います。

- 1 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

### 4 障がいを理由とする差別の解消の推進

町は、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応していきます。

### 5 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの町民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、町はその支援を行うことが必要です。

また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保につながるるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。

さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

## 第4部 計画の推進

### 1 サービス利用支援体制の整備

#### (1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県その他関係行政機関と連携しながら、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うこととします。

また、本計画の推進状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

#### (2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、町からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

#### (3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障害福祉分野での就職を希望する町民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

#### (4) 地域資源の有効活用

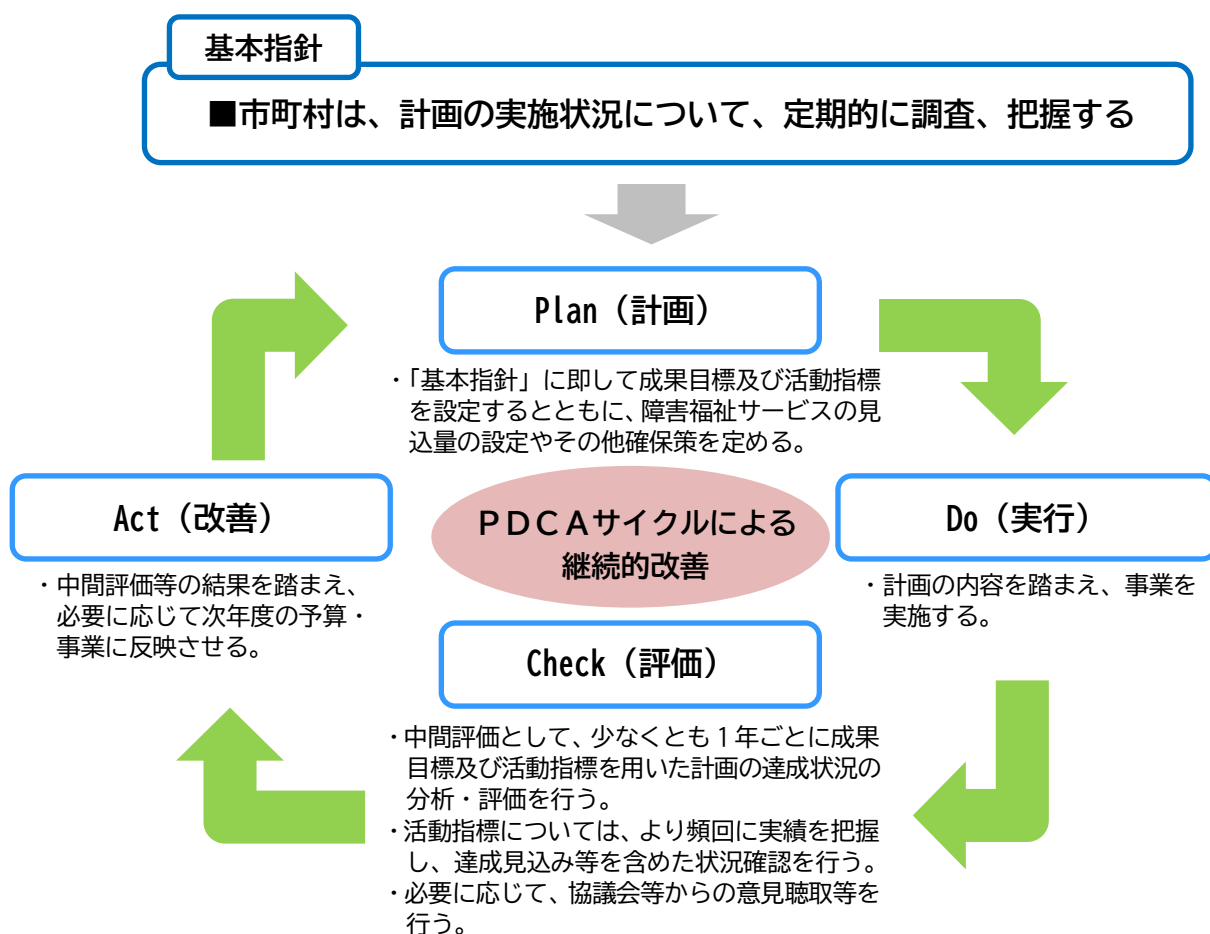
障がい者団体やその他地域の団体等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がい者を地域で支える体制づくりを推進します。

## 2 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

これを踏まえ、本町では、障害者計画の各施策の実施状況について、PDCAサイクルによる評価と見直しを行います。成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。



## 資料編

### 1 中種子町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

令和5年10月30日

告示第110—1号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下「計画」という。）を円滑に策定するため、中種子町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(事務局の設置)

第7条 委員会の事務局を中種子町地域福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表（第3条関係）

	役職名	備考
1	身体障害者福祉協会代表	
2	手をつなぐ育成会代表	
3	障害者福祉施設代表	
4	民生委員協議会代表	
5	社会福祉協議会代表	
6	副町長	
7	地域福祉課長	
8	保健師代表	

## 2 中種子町障害福祉計画等策定委員会名簿

	役職名	氏名	備考
1	身体障害者福祉協会代表	中 峯 泉	副委員長
2	手をつなぐ育成会代表	松 下 正 治	
3	福祉施設代表 (社会福祉法人暁星会)	山 成 剛	
4	民生委員協議会代表	濱 崎 秀 志	
5	社会福祉協議会代表	森 山 辰 郎	
6	中種子町副町長	阿世知 文秋	委員長
7	地域福祉課長	森 山 豊	
8	地域福祉課 子ども未来係 (保健師代表)	濱 田 恵 衣	
9	地域福祉課 福祉係長	中 村 隆 幸	事務局
10	地域福祉課 福祉係	梶 原 貴 史	事務局

### 3 用語解説

#### あ行

##### 育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

##### 医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

##### インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

#### か行

##### 基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う機関。

##### 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

##### 強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

##### ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

##### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

### 高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

### コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

### 更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

### 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

## さ行

### 災害時要援護者支援制度

災害時に自力で避難することが困難な「災害時要援護者」対象者のうち、個人情報提供に同意した人の情報を、町が地域の民生委員・児童委員などに提供することで、実際に災害が起きた時、地域の中で安否確認や情報提供などの支援が受けられるようにするための制度。

### 視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

### 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

### 社会的障壁

障がいのある者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

### 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。



## 障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

## 障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

## 障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

## 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。令和3年5月、改正され（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行。

## 障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

## 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく誰でも必要とする情報に容易にたどり着け、利用できること。

## ジョブコーチ（職業適応援助者）

障がい者に対して職場での対応やスキルの向上などをサポートする人のこと。

## 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

## 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

## 相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

## た行

### 地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

### 注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障がい。

## な行

### 難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

## は行

### 発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

## バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

## ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

## PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

## ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

## ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

## ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

## ら行

### 療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

### レスパイト

「一時中断」「小休止」「猶予」などを意味する言葉。介護する側が一時的に介護を離れて、リフレッシュすることを指す。

---

中種子町障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

---

令和6年3月

発行・編集

中種子町 地域福祉課

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地

TEL 0997-27-1111 FAX 0997-27-3591

---



